# 産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

~食品関連産業編~

平成 31 年 3 月

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

## はじめに

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、 食品関連産業(食品製造業、食品小売業、外食産業等)を対象に、電子マニフェストの 活用を含め、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、排 出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を 促すことを目的とした事例集を策定することとした。

本事例集は、「業種別事例集策定委員会」(巻末委員名簿参照)における検討結果を基にとりまとめたものである。第1章「事例編」、第2章「各処理段階におけるポイント」、第3章「参考資料リンク集」の構成となっており、第1章、第2章では、産業廃棄物の委託処理のステップ順に、「委託先処理業者の選定」、「委託先処理業者との委託契約・事前打合わせ」、「廃棄物の保管から処理までの管理」の一連の流れに沿って事例を掲載したほか、「電子マニフェストの運用方法」、「その他適正処理の取組み」に関する事例を掲載した。

食品関連産業(食品製造業、食品小売業、外食産業等)の排出事業者において、本事 例集を参考に、産業廃棄物の適正処理により一層、努めていただきたい。

平成 31 年 3 月

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

# 【目次】

第 1	章	事例編	1
第	1部	食品製造業	2
	事例	1 井村屋株式会社	2
	事例	2 カルビー株式会社	7
	事例	3 キッコーマン株式会社	l 1
	事例	4 三和酒類株式会社	L6
	事例	5 日本ハム株式会社	22
	事例	6 山崎製パン株式会社	25
第	2部	食品小売業2	29
	事例	7 イオンリテール株式会社	29
	事例	8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	32
	事例	9 ユニー株式会社	35
第	3 部	外食産業	38
	事例	10 スターバックスコーヒージャパン株式会社	38
	事例	11 日本マクドナルド株式会社	11
第 2	章	各処理段階におけるポイント4	14
1.	委詞	託先処理業者の情報収集	14
2.	委詞	託先処理業者の選定	14
3.	委詞	託先処理業者との委託契約・事前打ち合わせ	15
4.	産	業廃棄物の保管から処理までの管理	15
5.	その	の他適正処理の取組み	16
第 3	章	参考資料リンク集4	18
<b>坐</b> 拜	祖軍		10

# 第1章 事例編

産業廃棄物の適正処理に取り組む排出事業者 11 社の事例を紹介する。

## 第1部 食品製造業

事例 1 井村屋株式会社

事例2 カルビー株式会社

事例3 キッコーマン株式会社

事例 4 三和酒類株式会社

事例 5 日本ハム株式会社

事例 6 山崎製パン株式会社

## 第2部 食品小売業

事例7 イオンリテール株式会社

事例8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン

事例9 ユニー株式会社

## 第3部 外食産業

事例 10 スターバックスコーヒージャパン株式会社

事例 11 日本マクドナルド株式会社

## 第1部 食品製造業

# 事例 1 井村屋株式会社

## 1. 企業概要

本社所在地	三重県津市高茶屋 7-1-1
業種	食品製造業、販売業
主な事業内容	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、冷凍菓子の製造・
	販売及びそれに付帯する事業、レストラン事業
主な事業所	本社工場、松阪工場、岐阜工場
従業員数	568人(2018年3月31日時点)

## 2. 産業廃棄物に関する情報

#### (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率

(本社工場、松阪工場の2017年度実績)

#### 〇 排出する主な産業廃棄物

汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	焼却灰	鉄くず
1,89		256t	113t	195t

## 〇 リサイクル率\*: 約89.3%

※ リサイクル率は、各事業者が規定する数値を示している。(本章では以下同じ。)

## (2) 産業廃棄物の主な処理方法 (リサイクル方法)

汚泥	肥料化
	<ul><li>再生品である肥料はたまねぎ栽培に利用し、たまねぎは肉まんの材</li></ul>
	料として利用している。
動植物性残さ	約 90%が飼料化または炭化、約 10%が焼却・熱回収
	・ カステラの残さ、豆腐のおから、肉まんの残さ等を飼料化している。
	・ 糖蜜、ゼリー等の液状残さは、炭化または飼料化している。
	・ アイスは、フィルムとスティックの分離が難しいため、焼却・熱回
	収している。
焼却灰	木質バイオマスボイラの燃料として利用している間伐材等のチップの
	焼却灰を焙焼し、路盤材等にリサイクルしている。

## 3. 委託先処理業者の選定

#### (1) 処理業者の情報収集

- ・ 三重県庁や三重県産業廃棄物協会からの情報。
- ➤ 三重県庁や三重県産業廃棄物協会が、優良産廃処理業者の育成に積極的に取り組んで おり、県や協会の提供した情報により、優良産廃処理業者に関する情報を得ている。
- ▶ 処理業者と肥料化の合弁会社を設立した際、三重県庁から三重県産業廃棄物協会への 入会案内があり、入会した。入会により、近隣地域の産業廃棄物処理業者の評判を正 確に把握できるようになった。
- ・ 三重県産業廃棄物処理業者の行政処分情報。
- ・ 処理業者のメールマガジン、ホームページ。

## (2) 選定方法・選定基準

- ・ 優良産廃処理業者(電子マニフェスト加入者)であること。
- ・ リサイクル業者であること。マテリアルリサイクルを行っている業者を優先して選定している。

## (3) 実地確認の実施状況

- ・ 自社で作成したチェックリスト (図 1) を用いた年1回の実地確認を実施している。
- ・ 実地確認は、社員 2 人が実施しており、所要時間は 1~2 時間である。

		廃棄物処	理業務 委託先チェックリスト(収集・運搬 中間処理・最終	終処理)	井村屋株式会	
				2011年9月	月20日 初版 発	
チェック	年月日	年	月日所	属長 記入		
業者	名					
チェッ	ク者					
	業務	内容 ( 収集·運搬	<ul><li>処分 ) 帳合先( )</li></ul>	I		
項目	No.		チェックポイント	2	判定	
	1	産業廃棄物処分業許可	可証の取得状況及び期限	年	月 日	
		A STORESTON OF STREET	7 mai - 1,0-1,0 1,0-0,0-0,0-0,0-0,0-0,0-0,0-0,0-0,0-0,0-	年	月 日	
	2	特別管理産業廃棄物処分業許可証の取得状況及び期限		年	月 日	
				年	月 日	
	3	許可品目	許可証に委託廃棄物の種類の記載がありますか?	有・弁	無・その他	
	4	講習会	事業者は業に係る講習会の受講を終了していますか?	適・る	否・その他	
⇒h-	5	官公庁からの指導暦	過去1年以内に官公庁からの指導がありましたか?	有・弁	無・その他	
許可			⇒有:内容と対策( )			
証	6	事故歴	過去1年以内に事故がありましたか?	有・ 4	無・その他	
		7 194311	⇒有:内容と対策( )	,,,,		
	7	近隣からの苦情歴	過去1年以内に苦情がありましたか?	┃ 有 ・ 無 ・その他		
	-	TO THE STATE OF TH	⇒有:内容と対策( )	,, , ,=		
	8	委託契約	委託契約書は適切に保管されていますか?	適・る	否・その他	
	9	マニュフェスト管理	マニュフェストは5年間保管されていますか?	適・る	否・その他	
	10	環境保全への取組状況	環境への取組は実施されていますか?		無・その他	
			⇒有:内容( ISO14001 ・ エコアクション21 ・ その他 )	(予定の有無に	İ	
受産 入業	1	受入量	廃棄物の受け入れ量(6ヶ月平均)が処理能力を超えていないか?	適・る	否・その他	
沢 保棄	2	廃棄物量の記録	廃棄物毎に受入〜処理までの廃棄物量をチェックした記録を保管しているか?	有・弁	無・その他	
管物	3	受け入れ時の成分分析	自社で廃棄物の成分分析を実施していますか?	有・弁	無・その他	
状の	4	保管量	廃棄物の保管量が保管能力を超えていませんか?	適・る	否・その他	
処	1	施設処理名称と施設数	(施設名称: 焼却施設	T	t )	
理	2	看板	施設の見やすい場所に看板がありますか?		無・その他	
施設	3	測定	騒音、振動、粉塵測定を実施していますか?		無・その他	
を	4	施設維持	点検の頻度は?		無・その他	
理状	5	管理	定期点検の実施記録はありますか?		無・その他	
況	6	作業管理	作業手順書はありますか?		無・その他	
	7	防火設備	消火器、他の消化設備がありますか?	有・弁	無・その他	
		T				
中間			委託先は何社ありますか?	社(		
処 等 理			委託契約書はありますか?		無・その他	
<ul><li>後</li><li>処の</li></ul>	1	委託埋立、委託中間処理	マニュフェストは5年間保管されていますか?(5年前の現物確認)		無・その他	
理発状生			委託先の現地確認を実施し記録していますか(記録確認)		無・その他	
況 物			現地確認実施の場合、頻度と直近の実施日は?	回/年	年 月	
残	2	売却	売却先は何社ありますか? 埋め立て余地はどのくらいありますか?	社(		
渣	3	最終処分		m		
		Τ		·		
工場	1	58	工場内・場内道路、周辺施設等に廃棄物が飛散していないか?		否・その他	
の状況 が			55の教育を実施しているか?		無・その他	
<sup>(九</sup> 周	2	敷地外への流出物等	工場内排水の流出防止措置が図られていますか?		無・その他	
辺			騒音、振動、粉塵、悪臭等により敷地周辺に影響はないか?	適・行	否・その他	

安全管理			緊急時の対応マニュアルはあるか?(事故・火災等)	有 • 無 •	その他
	1	緊急対応マニュアル	そのマニュアルはいつでも使用出来る様準備されているか?(掲示等)	有 • 無 •	その他
			対応マニュアルに沿った訓練は実施されているか?(記録も確認)	有 • 無 •	その他
	l		1		
そ		経営に係る事項	系列・経営者・資本金等経営に係わる変更の有無確認	有 • 無 •	その他
の他	1	その他条例の確認	その他自治体の特別な条例の有無確認	有・無・	•
10	l .	C -> IENED 1 -> MEMO	※上記チェックリストをSCM・ロ		
			終了後速やかに所属長・施設環		
			適切な措置を講じること。	を光して 林 日 じ、同成語が	-00) O 300 C 1 A
三重	県条例	施行規則第7条 1項に			
			こ基づき確認を行っていることを説明し、内容を理解・協力してもらう様要	ē請すること)	
			下記①~⑤は網羅されている。	(1117) 0 = 07	
			月日と連動。現地確認以外の場合は確認日を記載のこと)		
			ングかは明記すること。また、現地訪問以外も別紙で確認すること(押印	必須)	
		<u>-                                    </u>	型理する施設に於ける <u>処分の状況。</u>	2.50	
_			里め立て処分の用に供される場所の <u>残存容量の有無。</u>		
		こ係わる産業廃棄物の(	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	21				
特記	車項・2	その他>			
- 10 HC	尹·共	CANEN			
〔対象:	先の排	出場所から収集・運搬	処理のブロー>		
○対象	先の排	出場所から収集・運搬・	・処理のフロー>		
<b>〈対象</b> 〉	先の排	出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
⋌対象☆	先の排	:出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
〔対象:	先の排	:出場所から収集・運搬・	・処理のフロー>		
〈対象〉	先の排	出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
* 対象	先の排	出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
<b>、対象</b>	先の排	:出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
/対象/	先の排	:出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
<b>、対象</b> :	先の排	出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
〈対象〉	先の排	出場所から収集・運搬・	処理のフロー>		
			処理のフロー>		
		出場所から収集・運搬・	処理のフロー>	Æ D	
			処理のプロー>	年月	B
			処理のプロー>	年月	В
			処理のフロー>	年月氏名	日

図 1 産業廃棄物処理業務 委託先チェックリスト

#### 4. 委託契約・事前打合せ

#### (1) 委託契約

- ・8社の処理業者と委託契約を締結している。
- ・委託契約は、各工場が処理業者と締結し、各工場で契約書を保管している。
- ・製造工程から定期的に排出される産業廃棄物の委託契約は自動更新としているが、一時的に排出される産業廃棄物の委託契約(例えば倉庫から廃棄物が生じた場合など、製造ラインなどから日常的に排出される廃棄物以外のもの)は、その都度、新たに委託契約を締結している。
- ・新製品の製造に伴って新たに排出されるようになった産業廃棄物については、これまでの委託先の処理能力等を確認し、対応可能な処理業者と、新たな委託契約を締結する。これまでの委託先の処理業者が対応できない場合は、新たな処理業者を選定する。

#### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・電子マニフェストの運用方法について処理業者と打合せを行うこととしている。

#### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・ 廃棄物管理に従事する社員は、各工場の担当が 1 人、本社工場は 3 人で、それぞれ他 の業務を兼務して担当している。
- ・ 腐敗防止などの観点から、すべての廃棄物は、原則として 2 日以上保管しないこととしている (製品廃棄物は冷凍保管)。
- ・ <u>委託先の選定の際には、環境負荷低減(CO2 排出量削減)や廃棄物の腐敗防止等の対</u> 策のために、工場からの距離が近い処理施設を優先して、委託している。

## 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・電子マニフェストの操作手順については、自社で独自のマニュアルを作成している。
- ・各工場の担当者(本社工場では入力担当者 2 人)が、マニュアルに従って、電子マニフェスト(Web 方式)の入力操作を行う。
- ・廃棄物の種類、委託先収集運搬業者、処分業者等をあらかじめパターン化している。
- ・電子マニフェストの入力の際には、該当する入力パターンを選択して、予約登録を行 う。
- ・ 予約登録後に、受渡確認票を印刷し、廃棄物の引渡し時に運転手に手渡している。
- ・原則として、廃棄物を引渡した当日に、予約情報を本登録している。
- ・ 運搬、処分、最終処分の終了報告の有無は、電子マニフェスト情報の照会画面で確認している。

#### 7. その他適正処理の取組み

#### (1) 製品廃棄物の処理

- ・2016年の食品廃棄物の不適正転売事案以降、コンビニエンスストア等で売れ残った商品の適正処理対策を強化した。製品廃棄物の処理にあたっては、不適正転売防止のため、必ず社員が処理施設に立ち会って、焼却炉のピットに投入されるまでの確認を行っている。
- ・ASP サービス\*\*による専用のシステムを導入し、製品廃棄物の処理が確実に行われたことを、画像情報や GPS の位置情報により確認している。また、システムから廃棄証明書を出力し、保管している。
  - ※ ASP サービスとは、システム会社等がインターネット等を通じて顧客に提供する業務用ソフトのこと。(本章では以下同じ。)

#### (2) 適正処理の取組み

・<u>電子マニフェストを導入したことにより、処理終了報告を即時、確実に確認できるよ</u> うになり、適正処理の確保につながった。

#### (3) 社内研修・啓発

・各製造工程における廃棄物の排出量から原料ロスの金額を算出し、社内の各部門の環境担当者で構成する委員会で、毎月、報告して、製造現場での環境への取組み、廃棄物の発生抑制の意識向上を図っている。製造工程における原料ロスにより、廃棄物の処理費用だけでなく、製品として出荷できた際の売上も損なわれることになるため、製造工程における廃棄物の発生抑制の重要性は計り知れない。原料ロスを金額という形で製造部門に具体的に伝えることにより、廃棄物の発生抑制の重要性について製造部門の担当者の理解を促している。原料ロスの金額が部署間で共有されることにより、競争意識も芽生え、取組開始後は、製造工程における原料ロスが減少した。

## (4) 発生抑制・再生利用の取組み

・<u>原材料の包装を最低限なものとし、可能な限り原材料の包装を廃止</u>した。廃止できな かった包装材は、できるだけ包装材としてマテリアルリサイクルできるよう、取組み を進めている。

#### (5) 廃棄物情報の利用

- ・電子マニフェスト情報等の廃棄物情報は行政報告書や社内環境報告書の作成、請求書 との照合等に利用している。
- ・7. (3)の原料ロスの金額は、電子マニフェスト情報を基に算出している。

#### (6) 緊急時の対応

- ・施設の故障や行政処分などにより委託できなくなるのを防止するために、<u>必ず複数の</u> 処理施設に廃棄物処理を委託している。
- ・自然災害による停電の影響で、製品や原材料を多量に廃棄した他社の事例を教訓に、 自然災害時においても廃棄物が多量に発生することを防止するための対策について検 討を始めた。その一環として、現在は、停電時にも食品の冷蔵・冷凍保存施設の稼働 が継続できるよう、発電機の導入を検討している。

- ・ 三重県産業廃棄物協会に入会したことにより、近隣地域の産業廃棄物処理業者の評判 を正確に把握できるようになった。
- ・ 委託先の処分業者に対しては、独自に作成したチェックリストを用いた年 1 回の実地 確認を実施している。
- ・廃棄物の腐敗防止の観点から、工場内では原則として 2 日以上保管しないこと、委託 先の選定の際には、工場からの距離が近い処理施設を優先して、委託する等の対策を 講じている。
- ・電子マニフェストを導入したことにより、処理終了報告を即時、確実に確認できるようになり、適正処理の確保につながった。
- ・製品廃棄物の処理の際には社員が処理施設に立ち会って、焼却炉のピットに投入されるまでの確認を行っている。また、ASP サービスによる専用のシステムを用いて、製品廃棄物の処理に関する画像情報やGPSの位置情報を記録し、保管している。
- ・ 社内の各部門に対して、廃棄物の発生により損失が生じた分を廃棄物量ではなく、金額で示すことにより、廃棄物の発生抑制の意識向上を図っている。
- ・原材料の包装を最低限なものとし、可能な限り原材料の包装を廃止した。

# 事例2 カルビー株式会社

## 1. 会社概要

本社所在地	東京都千代田区丸の内 1-8-3 トラストタワー本館 22F
業種	食品製造業
主な事業内容	菓子・食品の製造・販売
主な事業所	13 工場(グループ会社含む)
従業員数	3,798 人 (グループ連結、2018年3月31日時点)

## 2. 産業廃棄物に関する情報

#### (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率(2017年度実績)

## 〇 排出する主な産業廃棄物

動植物性残さ	廃プラスチック類	汚泥・土砂	紙類
約 21,000t	約 975t	約 15,000t	約 3,000t

- ・ 土砂は、ジャガイモについている砂
- ・ 廃プラスチック類と紙類は包装材

〇 リサイクル率:99.6%

## (2) 産業廃棄物の主な処理方法 (リサイクル方法)

,		
	動植物性残さ	肥料化、飼料化
	廃プラスチック類	固形燃料化、一部焼却・熱回収
	汚泥・土砂	肥料化

## 3. 委託先処理業者の選定

#### (1) 処理業者の情報収集

- ・ 廃棄物管理規則、独自の業者選定フローに従って情報収集を行う。
- ・ (公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」または「優良さんぱいナビ」 を確認。
- ・都道府県産業資源循環協会への問合せ。
- ・ 都道府県・政令市のホームページを確認。
- ・ 他の処理業者から委託を検討している処理業者の評判を確認。

#### (2) 選定方法・選定基準

- ・処理業者の許可証より、許可品目、許可期限、許可自治体等を確認する。
- ・各工場がこれまで契約していた処理業者の処理料金を参考に、新規に委託する処理業 者の料金の妥当性を確認している。
- ・食品リサイクルの場合、食品リサイクル登録再生利用事業者に委託する。
- ・処理業者の選定にあたり、実地確認で得られた情報を重要視している。

## (3) 実地確認の実施状況

- ・新規の処理業者については、<u>全工場統一の詳細版のチェックリスト(図2)による実地</u> 確認、業者選定フローにより、選定している。
- ・ 契約中の処理業者への年 1 回の実地確認は、簡易版のチェックリストを用いて、実施 している。
- ・ 実施確認の所要時間は、新規委託先で 2 時間程度、契約中の委託先の場合は 1 時間程度である。
- ・ 実地確認では、廃棄物処理法の遵守状況、施設の整理整頓の状況等を確認する。また、 処理されていない廃棄物や肥料化した製品が売れずに施設に溜まっていないか、廃棄 物の受入れが可能であるかを確認する。

・ 実地確認は本社担当者、工場の環境担当者が実施するほか、<u>工場の製造担当者も実地</u> 確認に同行する。製造担当者が実地確認に同行することで、分別の徹底等の廃棄物の 適正処理への意識向上や教育につながっている。

産業廃棄	度物	処理業者 《	ı	は集運搬・中間処理 》	評価票			1/3	
1. 調査年	月日			2. 調査対象	3. 調査者	備考			
年		月 日		会社名:	所属:				
				施設名:	氏名:	同行者:			
				1.尼汉句:	以4.				
会社概要		<b>)</b> 従業員数	- 1	<b>チェック項目</b> 従業員数	名	備考			
		<u>作未貝奴</u> 営業年数		世来貝数 営業年数(廃棄物処理関係	<u></u> 年				
		年間取扱量	3	処理数量、リサイクル率	トン %				
		売上高	4	全体の売上高 廃棄物処理の売上高	<u> </u>				
				から来がた。エックとエロ	117				
<b>共通項目</b> 遵法性		<b>}</b> 法的知識	-	チェック項目 関連サスー 本のはめ知識がよハ	であり、法的対応が適切であることが確認できる	. As		許容可 要改善	≣太 业 <b>/</b> >1
選 法 注 (適法処理	法対	条例、要綱等対応		関係各行政の条例、要綱等への対		, ,		許容可 要改善	
	応	許可条件	3	事業範囲、許可条件を遵守してい	るか(搬入時間、搬入制限等その他)		十分	許容可 要改善	該当なし
	**	行政処分 収集運搬		改善命令・措置命令の行政処分を		``		許容可 要改善 不適合	該当なし
	来許	収乗運搬 発生区域許可	Ð		可を取得しているか 行政区域( 「期限( )又は、更新手続き中		十分	个過音	
	可	収集運搬		処理区域を管轄する知事等の許	可を取得しているか 行政区域(	_)	十分	不適合	
	施	処理区域許可 中間処理許可		許可番号( )許可 中間処理の許可を取得しているか	「期限( )又は、更新手続き中		十分	不適合	
	施設	中间处理計可	- /		「期限( )又は、更新手続き中		干ガ	个週百	
	許	15条施設許可	8	廃棄物処理法第15条に定める施	設の設置許可を取得しているか		十分	許容可 要改善	該当なし
	可	施設、処理方法	-	処理施設の種類( 委託する廃棄物の処理が可能な		)		許容可 要改善	量太 坐 ナン1
		<b>旭政、处理力</b>	3	安託する廃業物の処理が可能な	、施設・能力・処理力法を 有していることが許可証や現地で確認でき	きるか	1 73	計合可 安以告	該当なし
		事業範囲		委託する業務が全て含まれる事業	業範囲の許可を所有しているか		十分	不適合	
		<u>許可品目</u> 管理体制		委託した産業廃棄物は、許可品目	Iに含まれているか 表を掲示し、期限切れがないような管理、対策が。	トニカナハスか	十分	不適合 許容可 要改善	量を出すこ
管理体制		マネジ・メントシステム		ISOなどの認証を取得しているか		2-540 (0.000		許容可 要改善	
		リスク管理	2	第三者賠償責任保険、環境保険等	等への加入等、事故・災害等の備えに配慮してい	るか	十分	許容可 要改善	該当なし
		免許·資格 受入量管理		免許や資格保持者の一覧表を整	備しているか を管理しているか(日報等の運用)			許容可 要改善	
		処理後管理		搬出廃棄物の種類と量を管理して				許容可 要改善	
	契	保存管理		全ての排出者に関して、委託契約				不適合	
	約書	管理体制		委託契約書は5年間保存管理して 委託契約書は期限切れ前に更新			十分	不適合 許容可 要改善	該当た
	帳	帳簿の有無		帳簿を記載・整備しているか 口			十分		BX 31-8-C
	簿	保存管理		1年ごとに閉鎖し、5年間保存管理			十分	不適合	
	マー	保存管理 返送期間		マニフェストは5年間保存管理してマニフェストを排出事業者に定め			十分	不適合 許容可 要改善	量を当まり
	ニフ	記載事項・様式		法律を遵守したマニフェストを使用			十分		BX 31-8-C
	Ξ	記載内容		運搬担当者欄,運搬終了年月日				許容可 要改善	
	スト			処理受付欄、処理終了年月日欄の 契約書どおりの内容であるか	の記載は適止か			許容可 要改善 許容可 要改善	
		管理体制			されていることをチェックしているか			許容可 要改善	
		#7 al		マニフェストの流れを理解し、排出				許容可 要改善	
		電子マニフェスト 自社購入マニフェスト		電子マニフェストへの対応は可能 自社で購入したマニフェストがある	;か る場合、払出し、使用枚数、戻り入れ等の管理が「	できているか		許容可 要改善 許容可 要改善	
		従業員		挨拶はしっかりしているか				許容可 要改善	
					がら入・退場や走行をしていないか			許容可 要改善	
				会社で定められた作業着、安全帽 着衣等に乱れがないなど、身だし				許容可 要改善 許容可 要改善	
1		各種記録	25	各種記録、資料が整備されており			十分	許容可 要改善	
		取扱量		許可の能力に見合っているか	フトしょう 特山 4 位 (		十分		5+ 1/ +1
				ホームペーシ上で目社業務を紹介す 地域住民との関係が良好であり	るとともに、排出先等について公開されているか 地域に貢献しているか			許容可 要改善	
			29	地域住民との敷地内、事務所内、	車両等施設への視察に応じているか		十分	許容可 要改善	該当なし
		業界活動		各都道府県の産業廃棄物協会に	:所属し積極的に活動しているか 『正しく示され社会に貢献できるものであるか			許容可 要改善 許容可 要改善	
	注)	評価は、十分 字 評価は、十分 字 評価で、不適合の ②それ以外は、十: ③必ず、処理業者と ④評価は下記の項 i・収集運搬業者	下海 分一 目 コ	分)は、廃棄物処理法で規制され合のどちらかで評価する合は、改善されるまで、委託を控注 許容可 要改善 該当なし の4 ない。評価者自身が評価する 評価する ・共通項目と収集運搬項目 ・共通項目と収集運搬項目 ・共通項目と収集運搬項目	えること。				
				者 ⇒ 共通項目と収集運搬項	目と中間処理項目				

図 2 産業廃棄物処理業者 評価票(抜粋)

## 4. 委託契約・事前打合せ

#### (1) 委託契約

- ・ グループ全体で、約200社の処理業者と委託契約を締結している。
- ・工場が選定した処理業者について、本社の環境担当者が処理業者の法令遵守状況、過去の罰則等について調査を行い、問題がなければ工場が処理業者と委託契約を締結する。
- ・ 廃棄物処理法の法定記載事項のほか、電子マニフェストの利用、反社会勢力排除、支 払条件、情報漏洩防止等の条項を追加している。
- ・ 製品廃棄物については、2016年の食品廃棄物の不適正転売事案後に、委託契約書に、 転売禁止、破砕等の処理をすること等の条項を追加した。
- ・ <u>工場が行政処分を受けた処理業者と委託契約していることが判明した場合、全工場でその情報を共有している。改善が見られない場合は、当該処理業者と委託契約を締結</u>しているすべての工場で、契約の見直しや解除を行うこととしている。
- ・ 中間処理残さが最終処分される場合は、中間処理業者と最終処分業者との契約内容を 確認している。

#### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・処理終了報告の確認方法、料金の支払方法等を確認する。

#### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・廃棄物管理に従事する社員は各工場で1人であるが、課内の2~5人が廃棄物管理業務をサポートしている。本社で廃棄物管理に従事している社員は1人である。
- ・ 屋外に保管している廃棄物はコンテナの周囲にネットを被せる、雨に濡れないように テント内に保管する等の飛散・流出防止対策を講じている。

## 6. 電子マニフェストの運用方法

・各工場が定めた電子マニフェストの運用ルールに基づいて、電子マニフェストを運用している。

## 7. その他適正処理の取組み

#### (1) 製品廃棄物の処理

・プライベートブランドに係る製品廃棄物が発生する場合は、別途、プライベートブランドの発注者が規定する方法に基づいて、製品の中身とフィルムを分けて排出、運搬はパッカー車を使用して破砕(機能破壊)する等の対応を行っている。また、処理施設に社員が立ち合って、処理されたことの確認を行うほか、処理業者に対して、処理状況の写真を添付した廃棄証明書の提出を求めている。

## (2) 社内研修・啓発

- ・ 法改正時には、工場の環境委員(水、エネルギー、廃棄物管理担当者)の社員を招集 し研修を実施している。
  - ※ 全社廃棄物管理委員会に所属する社員が一定レベルまでスキルアップが図られるよう、3ヶ月に1回の頻度で社内研修を実施していた。現在、廃棄物管理委員は廃棄物管理に必要な知識を習得しているため、法改正時等、必要が生じた場合にのみ、研修(写真1)を実施することとしている。



写真1 全社廃棄物管理委員会 廃棄物処理セミナー

- ・ 各工場の新任の廃棄物管理担当社員に対して、本社環境担当者が 1 年間の間に、定期的に工場に出向いて、研修を実施している。
- ・工場の廃棄物管理に関する内部監査を定期的に実施し、必要に応じて、廃棄物管理方 法の是正、廃棄物管理に関する工場担当者の再研修等を実施している。

#### (3) 廃棄物情報の利用

・電子マニフェスト情報は、行政報告書や社内環境報告書の作成等に利用している。

#### (4) 緊急時の対応

・ 自然災害や委託先の変更が必要な場合等の緊急時の対応として、廃棄物の種類ごとに 複数の処理業者と委託契約を締結している。

- ・ 廃棄物管理規則、独自の業者選定フロー等、グループ全体で統一したルールを規定し、 徹底している。
- ・全工場統一のチェックリスト、業者選定フローを用いて、本社担当者、工場の環境担当者が実地確認を実施している。実地確認の際には、処理されていない廃棄物や肥料化した製品が売れずに施設に溜まっていないか、廃棄物の受入れが可能であるか等を確認している。
- ・ 実地確認には、工場の製造担当者も同行している。製造担当者が実地確認に同行する ことで、分別の徹底等の廃棄物の適正処理への意識向上につながっている。
- 委託契約書には廃棄物の転売禁止、破砕等の処理をすること等の条項を追加している。
- ・食品リサイクルの場合は、食品リサイクル登録再生利用事業者に委託する。
- ・プライベートブランドに係る製品廃棄物が発生する場合は、別途、プライベートブランドの発注者が規定する方法に基づいて、製品の中身とフィルムを分けて排出、運搬はパッカー車を使用する等の対応を行っている。また、処理施設に当社の社員が立ち合って、処理されたことの確認を行うほか、処理業者に対して、処理状況の写真を添付した廃棄証明書の提出を求めている。
- ・ 法改正時には、工場の環境委員(水、エネルギー、廃棄物管理担当者)の社員を招集 し研修を実施する。また、各工場の新任の廃棄物担当社員に対して、本社環境担当者 が定期的に工場に出向いて、研修を実施する。

# 事例3 キッコーマン株式会社

#### 1. 企業概要

本社所在地	千葉県野田市野田 250
業種	食品製造業
主な事業内容	しょうゆ、しょうゆ関連調味料、食品、酒類などの製造及び販売
主な事業所	グループ全体 13 工場
従業員数	7,105 人 (2018 年 3 月 31 日時点)

#### 2. 産業廃棄物に関する情報

## (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率(2017年度実績)

#### 〇 排出する主な産業廃棄物

動植物性残さ	廃プラスチック類	汚泥	廃アルカリ
2,329t	673t	8,496t	752t

〇 リサイクル率:約99.1%

#### (2) 産業廃棄物の主な処理方法 (リサイクル方法)

ENAME OF THE CONTRACTOR OF THE				
動植物性残さ	焼却・熱回収、肥料化、飼料化			
	・ しょうゆ粕、みりん粕等は全て肥料化、飼料化している。			
廃プラスチック類	焼却・熱回収約 70%、マテリアルリサイクル約 30%			
	・ PET ボトルを再生 PET ボトルとしてリサイクルし、自社で			
	利用。			
汚泥	肥料化			
	・ リサイクルした肥料を用いて栽培した花卉の鉢植えを買い			
	取り、近隣の商店街や小学校等に無償で配布している。			
	・ 肥料の一部は、グループ会社が製造する食品の原料となる野			
	菜の栽培に利用している。			
廃アルカリ	焼却・熱回収			
	・ 商品開発における分析や排水処理の pH 調整等で発生。			

## 3. 委託先処理業者の選定

#### (1) 処理業者の情報収集

- ・ (公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」または「優良さんぱいナビ」、 都道府県産業資源循環協会への問合せ、都道府県・政令市のホームページ、処理業者 のホームページ等より情報を収集している。
- ・ 施設周辺住民から、施設の評判等の情報を得ている。また、施設の周辺住民からの苦情が都道府県に寄せられている場合もあることから、都道府県・政令市にも処理業者の行政処分の有無、近隣住民からの苦情の有無について問い合わせている。

## (2) 選定方法・選定基準

- ・<u>「廃棄物管理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)(図 3)に基づいて、委</u> <u>託先処理業者の選定を行っている。</u>
- ・主な選定基準は、以下のとおりである。
- ▶ 許可が有ること(処理業許可証で許可品目、許可期限、許可自治体等を確認)
- ▶ 電子マニフェストを利用していること
- ▶ 適切な処理料金であること(処理料金が安すぎないこと、他社よりも処理料金が高い場合は相当の理由があること)
- ▶ リサイクル業者であること(リサイクル製品の販売実績や販売価格を確認し、リサイクル製品の販売実績がない業者とは契約しない)
- ▶ 食品廃棄物の委託先は、食品リサイクル登録再生利用事業者であること

- ➤ 処分業者は ISO14001 の認証を取得していること
- ▶ 施設にトラックスケールを設置していること(2年に1回はトラックスケールの校正を実施していること)



図3 キッコーマングループ廃棄物に関するガイドライン

#### (3) 実地確認の実施状況

- ・<u>すべての委託先の処理業者(収集運搬業者、中間処理業者)、中間処理残さの最終処分</u> 業者に対して、年に1回の実地確認を実施している。
- ・1回あたりの実地確認の所要時間は、1.5時間程度である。
- ・独自に定めた「実地確認のしおり」(以下「チェックリスト」という。)(図 4)に基づいて各工場の環境担当者が実地確認を実施している。施設用、収集運搬用、事務所用など、それぞれの確認先に適した実地確認項目を設けている。
- ・実地確認時の主なチェック項目は以下のとおりである。
- ▶ 処理施設に掲示されている許可内容(事前に書面で提出のあった許可証の内容との相違がないことを確認)
- ▶ 焼却施設では、施設への廃棄物の投入だけでなく、投入されたものが実際に焼却されているのかを煙突から出る煙や焼却灰等により確認
- ▶ 施設の廃棄物の保管場所に廃棄物が溜まっていないかを確認(廃棄物が溜まっている場合は、いつ処理するのかの見通し、施設の処理能力・受入量・施設稼働率等を確認)
- ・実地確認の際には、処理工程、管理体制等をチェックし、写真撮影を行う。
- ・実地確認により見つかった是正箇所は、後日、本社の環境担当者が処理業者に訪問して、是正の状況を確認し、是正されていない場合は契約を見直すこともある。
- ・各工場が実施した実地確認結果は、グループ全体で情報共有している。
- ・ <u>実地確認の実施前に、事前に処理業者にチェックリストを送付している。処理業者で</u>は、普段からチェックリストに基づいて、施設等の適正な管理の取組みを進めている。

					写真データ	7圧縮
産業廃	棄物の処理委託				PDF変	換
	3	実地確認	のしお	り		
					中間処理編	
1)	実施日		年	月	日	
2	処理業者名					
3	処理施設の名称					
4	施設側対応者 (役職及び氏名)					
(5)	前回の調査日		年	月	B	
6	調查担当者	所属	Ħ.	名		
						- 5
最終評価	チェック項目の第一次の	数: 0 適合 中で囲われた確認項目			不適合: :、委託を再検討する	0 個
総評						
			***************************************			
		表	紙			

図4 実地確認のしおり

## 4. 委託契約・事前打合せ

## (1) 委託契約

- ・ グループ全体で約40社の処理業者と委託契約を締結している。
- ・ 契約書のひな形を作成しており、ひな形を使用し各工場が処理業者と委託契約を締結している。
- ・ 契約書には、廃棄物処理法の法定記載事項のほか、反社会勢力排除や機密情報保持に 関する条項等を追加している。

## (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・ 電子マニフェストの運用方法、処理終了報告の確認方法、処理料金の支払方法等について打合せを行う。

## 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・廃棄物管理に従事する社員は、各工場の担当が1~2人、本社は環境担当部署の7人で、 それぞれ他の業務を兼務して担当している。
- ・キッコーマン㈱の工場にもトラックスケールを設置している。

## 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・ 各工場で電子マニフェストに加入し、Web 方式で利用している。
- ・ 電子マニフェストの運用や操作方法については、社内で詳細なマニュアルを定めて、 各工場の担当者に配布している。
- ・予約登録を利用し、JWNETの受渡確認票(または工場が独自に作成した受渡確認票) を廃棄物の回収時にドライバーに渡している。
- ・処理終了報告は、電子マニフェスト情報の照会やメール通知で確認している。
- ・電子マニフェスト情報を用いて、リサイクルの状況把握、リサイクル率の算出が容易 にできるよう、工夫している。<u>廃棄物の種類設定の際に、処分方法別に細分類を設定</u> し、焼却後の熱回収等の処理内容を把握できるような名称を付けている。
- ・ 優良産廃処理業者に委託する場合は、電子マニフェストの備考欄に「優良」と入力し、 優良産廃処理業者に委託した電子マニフェスト情報であることを把握できるようにしている。

#### 7. その他適正処理の取組み

## (1) 製品廃棄物の処理

・製品廃棄物の処理の際には、社員が同行し、処理状況を確認するほか、ビデオの撮影、 処理業者からの廃棄証明書の提出を求めることとしている。

## (2) 適正処理の取組み

・ 電子マニフェストを導入したことにより、処理終了報告を即時、確実に確認できるようになり、適正処理の確保につながった。

## (3) 社内研修・啓発

- ・ 定期的にキッコーマングループの廃棄物管理に関する研修会を実施している。研修会 には、グループ各社の廃棄物担当者だけでなく、全委託先処理業者が参加する。処理 業者に自社の処理状況を発表する機会を設け、処理業者間での適正処理に関する学習 を促している。また、研修会の際に、処理施設の視察等を行っている。
- ・ 2016年の食品廃棄物の不適正転売事案発生時は緊急に研修会を実施し、委託先処理業者に適正処理の徹底を周知した。
- 新任の担当者に対しては、廃棄物に関する研修を実施して、関係法令や廃棄物管理の ための社内ルール、電子マニフェストの入力方法(紙マニフェストの流れ)等につい て説明している。

#### (4) 廃棄物情報の利用

- ・電子マニフェスト情報等の廃棄物情報は行政報告書や社内環境報告書の作成、請求書 との照合等に利用している。
- ・ <u>廃棄物の種類設定の際に、リサイクル方法等の情報ごとに廃棄物の種類の細分類を自</u> <u>社で規定し、電子マニフェスト情報から廃棄物の種類ごとにリサイクル率を算出して</u> いる。

## (5) 緊急時の対応

・ 自然災害や委託先の変更が必要な場合等の緊急時に備えて、廃棄物の種類ごとに 3 社 以上の処理業者と委託契約を締結することとしている。

- ・ 新規委託先処理業者の選定、実地確認、産業廃棄物の管理等の手順を規定し、グループ全体で「廃棄物管理ガイドライン」に則った廃棄物管理を徹底している。
- ・ 施設周辺住民から、施設の評判等の情報を得ている。また、都道府県・政令市にも、 行政処分の有無や近隣住民からの苦情の有無について問い合わせている。
- ・食品廃棄物の委託先は、食品リサイクル登録再生利用事業者を選定している。
- ・ すべての委託先の処理業者の処理業者、中間処理残さの最終処分業者に対して、年に 1 回の実地確認を実施している。
- ・「実地確認のしおり」で規定したチェックリストにより、工場の環境担当者が実地確認を実施している。施設用、収集運搬用、事務所用など、それぞれの確認先に適した 実地確認項目を設けている。
- ・電子マニフェストを導入したことにより、処理終了報告を即時、確実に確認できるようになり、適正処理の確保につながった。また、廃棄物の種類設定の際の工夫により、電子マニフェスト情報からリサイクル率を容易に把握するための工夫をしている。
- ・製品廃棄物の処理の際は、処理施設へ社員が同行し、ビデオ撮影、処理業者からの廃 棄証明書の提出等を実施している。
- ・ 定期的にキッコーマングループの廃棄物管理に関する研修会を実施している。研修会 には、全委託先処理業者が参加している。

# 事例 4 三和酒類株式会社

## 1. 会社概要

本社所在地	大分県宇佐市大字山本 2231-1
業種	飲料製造業
主な事業内容	酒類の製造・販売、清涼飲料水の製造・販売、食品素材の製造・販売
主な事業所	いいちこ日田蒸留所、安心院葡萄酒工房、拝田グリーンバイオ事業所、
	拝田工場(製品倉庫)、酒造観光館(酒類販売)
従業員数	364人(2017年11月1日時点)
主な食品関連	焼酎、日本酒、ワイン、食品素材(大麦発酵液を原料化)
製品の種類と	※2017 年度 445 億円の売上高の 9 割以上が焼酎
取扱量	

## 2. 産業廃棄物に関する情報

#### (1) 排出する主な産業廃棄物と排出量とリサイクル率

## 〇 排出する主な産業廃棄物(2017年度実績)

焼酎粕類	排水脱水汚泥	廃プラス	ガラス・	木くず	廃油
		チック類	陶磁器くず		
10,300t	1,650t	32t	3t	3t	1t

〇 リサイクル率: 99%

## (2) 産業廃棄物の主な処理方法 (リサイクル方法)

焼酎粕	・ 原液を養豚の餌として自社で飼料化						
	・ 日田市バイオマス資源化センターでバイオガス化						
	・ セメント工場の原燃料化等にリサイクル						
活性汚泥	排水処理場から発生した活性汚泥を堆肥原料化						
廃プラスチッ	固形燃料化						
ク類・木くず							
ガラスくず	・ 充填工程から定量的に発生したガラスびんは、純度の高いガラスカ						
	レットとなり、ガラス製造の原料として有価売却						
	・ 研究所などから出る不定量的なガラスくずは、産業廃棄物として粉						
	砕され、製鉄所の消泡剤の原料とされている						
廃油	燃料化						

- ・産業廃棄物の運搬はすべて委託している。
- ・ 産業廃棄物はほぼ全量をリサイクルしている。できるだけ近隣地域でリサイクルできるよう、配慮している。

#### 〇 その他事業所から発生する廃棄物

・ 事業系一般廃棄物は市町村の施設で焼却されている。

## 3. 委託先処理業者の選定

## (1) 処理業者の情報収集

- ・ 処理業者ホームページ (新規のほか、既存の委託先も確認)。
- ・ 国や自治体のホームページ (行政処分の情報収集)。
- ・ 新規委託先は、必ず企業信用調査会社から与信情報を取り寄せ確認。
- ・必要に応じて、既存の委託先処理業者から業界情報(処理業者の評判)を確認。
  - ※ <u>委託先の業者が事故を起こしたり、行政処分を受けているか否かを</u>県のホームページなどで日頃から確認している。

#### (2) 選定方法・選定基準

- ・ 許可期限、許可品目等を許可証で確認するほか、行政処分の有無、産業廃棄物の取扱 方法に関する聞き取り調査、処理施設における現地確認を実施している。
- ・ 新たな委託先については電子マニフェストを利用可能であることを選定時の必須条件 としている。
- ・処理業者の選定の際に、優良産廃処理業者であることが望ましいと考えている。
- ・ 処理料金については、過去の実績から自社の基準単価を定めており、委託先の候補と なった処理業者の見積金額と比較(安すぎないか、高すぎないか)している。
- ・埋立処分が生じない処理・リサイクル方法であることを選定条件としている。
- ・ <u>リサイクル工程、リサイクル品が最終的にどこで、どのような形で利用されているのかを考慮している。リサイクル方法や中間処理後の産業廃棄物の処理方法等を考慮して必然性を見出すことができれば、他社の処理料金を上回っていても委託する場合がある。リサイクル品が売れていない場合は、改善を求めて、改善が見られない場合は</u>委託を中断したり、委託契約を終了する場合もある。

#### (3) 実地確認の実施状況

- 契約中の収集運搬業者、処分業者に対して、必ず年 1 回訪問し、実地確認している。確認した結果、問題がなければ契約を継続する。
- ・ 実地確認は、基本的には社員 2 人で実施しており、所要時間は 1 時間程度である。
- ・ <u>実地確認では、自社で作成したチェックリスト(図5)を用いて、許可情報、処理状況、</u> 行政処分の有無、許可の更新状況等をヒアリングする。実地確認の際は、施設の整理 整頓、担当者の姿勢などを重視し、確認している。

## 4. 委託契約・事前打合せ

#### (1) 委託契約

- ・約30社の処理業者と委託契約を締結している。
- ・委託契約書には、取扱品目、数量、処理単価などの法定記載事項のほか、反社会勢力 排除、支払条件、情報セキュリティ(契約失効後3年の機密保持)、契約不履行時の裁 判に関する条項等を追加している。

#### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・ 月間、週間計画を事前に処理業者に送付し、廃棄物の引渡し日や引渡し数量に関する 情報を共有している。
- ・ <u>従業員の産業廃棄物の排出手順については、OJT</u> で対応している(電子マニフェスト の運用方法、操作手順を含む)。
- ・ 収集運搬業者に対して、年 1 回以上の頻度で、工場内における液状の廃棄物の取扱い 方法、積込手順(ポンプを動かす手順、排出事業者と収集運搬業者の責任範囲の明確 化等)を周知するための作業手順の確認と、漏洩防止の訓練(漏洩したときの所作等、 図 6、写真 2)を実施している。
- ・ 主要な委託先収集運搬業者とは、3ヶ月に1回の割合で定期会議を実施している。

頂番日	所在地   〒	所在地   〒	事業社名					担当者			
1.必須項目	1.必須項目	利別利用   一									
計・の	計可内容 事業範囲の確認 (管轄する知事等の許可)	1.必須項目	調査日		有効期間			•	·	※但し、再度評価か	(必要な時は
許可內容       事業範囲の確認 (管轄する知事等の許可)       (面)・否       行政区域 ( ) 許可番号 ( ) )・・・① ( ) ( ) )・・・②         許可証の有効期限の確認       許可期限 ①・・・( / / ) ②・・ ( ) ( ) ・・・③         取扱廃棄物の種類 および中間処理方法       および中間処理方法         施設運営 養住者及び技術管理者の配置状況 産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況 行政指導の有無       (適)・否       管理者との面談 適・否         行政指導の有無       (無)・有       管理者に確認         処理施設 振動・騒音・悪臭の発生状況       (適)・否       ( ) :         養託量に応じる施設の確認 振動・騒音・悪臭の発生状況       (適)・否       実地踏査 振設定期点検及び機能検査などの実施       (適)・否         処理方法 施設定期点検及び機能検査などの実施 施設定期点を及び機能検査などの実施       (適)・否       記録の確認         処理方法 残渣がある場合の処分の確認 そ二271以に同類はないか 残渣がある場合の処分の確認       (良)・不       口残渣なし       口その他( ) )         伝票管理       (二271以に展示の保管状況       (適)・否       一 </td <td>許可内容       事業範囲の確認 (管轄する知事等の許可)       行政区域 ( ) 許可番号 ( ) …① ( ) …②         許可証の有効期限の確認       ( ) ( ) …②         許可証の有効期限の確認       ( ) ( ) …②         取扱廃棄物の種類 および中間処理方法       ( ) 否 管理者との面談 責任者及び技術管理者の配置状況 産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況 行政指導の有無       ( ) 否 同年度の運搬実績報告の確認         処理施設 (積替保管)       ( ) :         要託する産業廃棄物に適した処理の確認       ( ) :         ( ) :       ( ) :         委託量に応じる施設の確認 振動・騒音・悪臭の発生状況       ( ) 音         施設定期点検及び機能検査などの実施 施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 面 否 記録の確認         処理方法 施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 面 否 口原料として利用 口その他( ) ) 残渣がある場合の処分の確認       ( ) 不 口残渣なし 口その他( ) )         伝票管理 1-121xト伝票の保管状況       ( ) 否</td> <td>許可内容 事業範囲の確認 (管轄する知事等の許可)</td> <td>4 N/E-E-F</td> <td></td> <td>137737731-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その限りではない。</td> <td></td>	許可内容       事業範囲の確認 (管轄する知事等の許可)       行政区域 ( ) 許可番号 ( ) …① ( ) …②         許可証の有効期限の確認       ( ) ( ) …②         許可証の有効期限の確認       ( ) ( ) …②         取扱廃棄物の種類 および中間処理方法       ( ) 否 管理者との面談 責任者及び技術管理者の配置状況 産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況 行政指導の有無       ( ) 否 同年度の運搬実績報告の確認         処理施設 (積替保管)       ( ) :         要託する産業廃棄物に適した処理の確認       ( ) :         ( ) :       ( ) :         委託量に応じる施設の確認 振動・騒音・悪臭の発生状況       ( ) 音         施設定期点検及び機能検査などの実施 施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 面 否 記録の確認         処理方法 施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 面 否 口原料として利用 口その他( ) ) 残渣がある場合の処分の確認       ( ) 不 口残渣なし 口その他( ) )         伝票管理 1-121xト伝票の保管状況       ( ) 否	許可内容 事業範囲の確認 (管轄する知事等の許可)	4 N/E-E-F		137737731-3					その限りではない。	
(管轄する知事等の許可)	(管轄する知事等の許可)	(管轄する知事等の許可)				l	(金珠豆豆	( )	*==	<b>3</b> (	) (1)
( ) ( ) …③   許可証の有効期限の確認   許可期限 ①…( / / )   ②…( / / )   ③…( / / )   ⑥…否   前年度の運搬実積報告の確認   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…( / )   ○…(	計可証の有効期限の確認	( ) ( ) )…③   計可証の有効期限の確認   許可期限 ①…( / / ) ②…( / / ) ③…( / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ③…( / / / ) ②…( / / / ) ②…( / / / ) ③…( / / / )	計可內谷		= 1	<b>⊕</b> ∓	行以区域 			-	
許可証の有効期限の確認	許可証の有効期限の確認	許可証の有効期限の確認       許可期限 ①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(官特9の加事寺の計	PJ /	100.4				(	
通・否   ②・・・・	通・否   ②・・・・( / / / )   ③・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(画・否		**マミッキが期間の7	<i>t</i> r≘रा		=h = 1 #0 #P			(	)(3)
取扱廃棄物の種類 および中間処理方法	取扱廃棄物の種類 および中間処理方法	3( / / )   取扱廃棄物の種類   および中間処理方法   適・否   管理者との面談   責任者及び技術管理者の配置状況   適・否   直産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況   適・否   前年度の運搬実績報告の確認   行政指導の有無   無 有   管理者に確認   ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): (		許可証の有効期限の1	<b>生記</b>	<b>⊕</b> ∓	計可規限		•	•	
取扱廃棄物の種類 および中間処理方法	取扱廃棄物の種類 および中間処理方法	取扱廃棄物の種類 および中間処理方法  2.任意項目  施設運営 組織体制の確認				(週). 召					
2.任意項目 施設運営 組織体制の確認 責任者及び技術管理者の配置状況 産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況 (適・否 前年度の運搬実績報告の確認 行政指導の有無 無・有 管理者に確認 処理施設 (養託する産業廃棄物に適した処理の確認 (): (積替保管) (適・否 (): ((): 委託量に応じる施設の確認 (適)・否 (): ((): 委託量に応じる施設の確認 (適)・否 (): ((): ((): (())	2.任意項目 施設運営 組織体制の確認	2.任意項目 施設運営 組織体制の確認 責任者及び技術管理者の配置状況 適・否 前年度の運搬実績報告の確認 行政指導の有無 無・有 管理者に確認 処理施設 委託する産業廃棄物に適した処理の確認 (): 委託量に応じる施設の確認 (適)・否 実地踏査 振動・騒音・悪臭の発生状況 (適)・否 実地踏査 施設定期点検及び機能検査などの実施 (適)・否 記録の確認 処理方法 仲間処理方法に問題はないか (適)・否 同類として利用 □その他()) 残渣がある場合の処分の確認 (良)・不 □残渣なし □その他()) で、 (元票管理 マニコェスト伝票の保管状況 (適)・否 マニコアスト伝票の保管状況 (適)・否 マニコアスト管理台帳の記載状況 (適)・否 マニコアスト管理台帳の記載状況 (適)・否 マニコアスト管理台帳の記載状況 (適)・否 マニコアスト管理台帳の記載状況 (適)・否 マニコアスト管理台帳の記載状況 (適)・否 で、 (適)・否 マニコアストに関語はないの (力)・ (元票管理 マニコアストに関語はないの)・ (元票管理 (適)・否 で、 (元)・ (元)・ (元)・ (元)・ (元)・ (元)・ (元)・ (元)・		<b>加切成森物の種類</b>			<u> </u>	<u>(3)(</u>	/	/ )	
2.任意項目 施設運営 組織体制の確認	2.任意項目  施設運営 組織体制の確認	2.任意項目  施設運営 組織体制の確認									
施設運営 組織体制の確認	責任者及び技術管理者の配置状況       適・否         産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況       適・否       前年度の運搬実績報告の確認         グロサードの指導の有無       無・有       管理者に確認         処理施設(積替保管)       (       ):         委託量に応じる施設の確認       (       ):         振動・騒音・悪臭の発生状況       (       ):         施設定期点検及び機能検査などの実施       (       ) 否         処理方法       (       ) 方         内間処理方法に問題はないか       (       ) 方         残渣がある場合の処分の確認       (       ) 不         (       ) 方         (	施設運営 組織体制の確認 適・否 管理者との面談 責任者及び技術管理者の配置状況 適・否 前年度の運搬実績報告の確認 行政指導の有無 無・有 管理者に確認 処理施設 (積替保管)		あより中间処理力法 							
施設運営 組織体制の確認	施設運営 組織体制の確認	施設運営 組織体制の確認 適・否 管理者との面談 責任者及び技術管理者の配置状況 適・否 前年度の運搬実績報告の確認 行政指導の有無 無・有 管理者に確認 ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( )	o 任音TE F	l 3							
責任者及び技術管理者の配置状況       適・否         産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況       適・否       前年度の運搬実績報告の確認         処理施設 (積替保管)       無)有       管理者に確認         優替保管)       適・否       ( ):         委託量に応じる施設の確認       ( ):       ( ):         振動・騒音・悪臭の発生状況       適・否       実地踏査         施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 否       記録の確認         処理方法       中間処理方法に問題はないか       ( ) 否       回原料として利用       □その他( )         残渣がある場合の処分の確認       ( ) 不       □残渣なし       □その他( )         伝票管理       マニフェスト伝票の保管状況       ( ) 否	責任者及び技術管理者の配置状況       適・否         産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況       適・否       前年度の運搬実績報告の確認         処理施設 (積替保管)       無・有       管理者に確認         (積替保管)       適・否       ( ):         委託量に応じる施設の確認 振動・騒音・悪臭の発生状況       ( ):       ( ):         施設定期点検及び機能検査などの実施 施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 否       記録の確認         処理方法 残渣がある場合の処分の確認       ( ) 不       □原料として利用       □その他( )         残渣がある場合の処分の確認       ( ) 不       □残渣なし       □その他( )         伝票管理       マニュフェスト伝票の保管状況       ( ) 否       ( ) 否       □       □       ○ 否	責任者及び技術管理者の配置状況					(適)-否	管理者との	 )面談		
産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況       適・否 前年度の運搬実績報告の確認         行政指導の有無       無・有 管理者に確認         処理施設 (積替保管)       ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ):	産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況       適・否 前年度の運搬実績報告の確認         行政指導の有無       無・有 管理者に確認         処理施設 (積替保管)       ( ):         委託量に応じる施設の確認       ( ):         振動・騒音・悪臭の発生状況       ( ) 否 実地踏査         施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 否 記録の確認         処理方法       ( ) 否 口原料として利用 口その他( )         残渣がある場合の処分の確認       ( ) 不 口残渣なし       口その他( )         伝票管理       マニュフェスト伝票の保管状況       ( ) 否	産業廃棄物の処理実績報告書の提出状況 行政指導の有無       適・否 前年度の運搬実績報告の確認         処理施設 (積替保管)       無・有 管理者に確認         処理施設 (積替保管)       ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ):			の配置状況	<del></del>	$\mapsto \longleftarrow$				
行政指導の有無 無 有 管理者に確認 無 有 管理者に確認 ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( )	行政指導の有無 (無) 有 管理者に確認 ( ): (積替保管) (積替保管) (適)・否 ( ): ( (	行政指導の有無     処理施設     (積替保管)     (積替保管)     (積替保管)     (積替保管)     (積替保管)     (積替保管)     (積積保管)     (適)・否 (					$\rightarrow$	前年度の過	重搬実績報	 最告の確認	
処理施設 (積替保管)       委託する産業廃棄物に適した処理の確認 ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ):	処理施設 (積替保管)       会託する産業廃棄物に適した処理の確認       ( ):         委託量に応じる施設の確認       ( ):         振動・騒音・悪臭の発生状況       ( ) 否 実地踏査         施設定期点検及び機能検査などの実施       ( ) 否 記録の確認         処理方法       中間処理方法に問題はないか       ( ) 否 □原料として利用 □その他( )         残渣がある場合の処分の確認       ( ) 不 □残渣なし □その他( )         伝票管理       マニュフェスト伝票の保管状況       ( ) 否	処理施設 (積替保管)       委託する産業廃棄物に適した処理の確認       ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ): ( ):					$\rightarrow$			and an internal	
(積替保管)	(積替保管)	(積替保管)	<b>処理施設</b>	委託する産業廃棄物に	適した処理	 の確認	() 17				
( ):	( ):	( ):				(適).否	( )	:			
振動・騒音・悪臭の発生状況 (適)・否 実地踏査 (適)・否 記録の確認 (適)・否 記録の確認 (適)・否 に録の確認 (適)・否 口原料として利用 ロその他( ) 残渣がある場合の処分の確認 (良)・不 口残渣なし ロその他( ) (伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適)・否	振動・騒音・悪臭の発生状況 (適) 否 実地踏査 (適) 否 記録の確認 (適) 否 記録の確認 (適) 否 口原料として利用 ロその他( ) 残渣がある場合の処分の確認 (良) 不 口残渣なし ロその他( ) (大票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適) 否	振動・騒音・悪臭の発生状況 (適) 否 実地踏査 (適) 否 記録の確認 (適) 否 記録の確認 (適) 否 口原料として利用 ロその他( ) 残渣がある場合の処分の確認 (良) 不 口残渣なし ロその他( ) (任票管理 マニュフェスト 伝票の保管状況 (適) 否 マニュフェスト 管理台帳の記載状況 (適) 否							:		
振動・騒音・悪臭の発生状況 (適)・否 実地踏査 (適)・否 記録の確認 (適)・否 記録の確認 (適)・否 に録の確認 (適)・否 口原料として利用 ロその他( ) 残渣がある場合の処分の確認 (良)・不 口残渣なし ロその他( ) (伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適)・否	振動・騒音・悪臭の発生状況 (適) 否 実地踏査 (適) 否 記録の確認 (適) 否 記録の確認 (適) 否 口原料として利用 ロその他( ) 残渣がある場合の処分の確認 (良) 不 口残渣なし ロその他( ) (大票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適) 否	振動・騒音・悪臭の発生状況 (適) 否 実地踏査 (適) 否 記録の確認 (適) 否 記録の確認 (適) 否 口原料として利用 ロその他( ) 残渣がある場合の処分の確認 (良) 不 口残渣なし ロその他( ) (任票管理 マニュフェスト 伝票の保管状況 (適) 否 マニュフェスト 管理台帳の記載状況 (適) 否		委託量に応じる施設の	確認		(適)-否	実地踏査			
<ul><li>処理方法 中間処理方法に問題はないか</li><li>(適)・否 □原料として利用 □その他( )</li><li>残渣がある場合の処分の確認</li><li>(良)・不 □残渣なし □その他( )</li><li>伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況</li><li>適)・否</li></ul>	処理方法     中間処理方法に問題はないか     (適) 否 □原料として利用 □その他( )       残渣がある場合の処分の確認     (良) 不 □残渣なし □その他( )       伝票管理     マニュフェスト伝票の保管状況     (適) 否	処理方法       中間処理方法に問題はないか       (適)・否 □原料として利用 □その他( )         残渣がある場合の処分の確認       (良)・不 □残渣なし □その他( )         伝票管理       マニュフェスト伝票の保管状況       (適)・否         マニュフェスト管理台帳の記載状況       (適)・否			 E状況		<del></del>	実地踏査			
残渣がある場合の処分の確認 (良)・不 口残渣なし 口その他( ) 伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適)・否	残渣がある場合の処分の確認 (良)・不 口残渣なし 口その他( ) 伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適)・否	残渣がある場合の処分の確認     (良) 不 口残渣なし 口その他( )       伝票管理 マニュフェスト 伝票の保管状況 マニュフェスト管理台帳の記載状況 (適) 否		施設定期点検及び機能	 	実施	(適)-否	記録の確認	2		
伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 適か否	伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 適 否	伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適)・否 マニュフェスト管理台帳の記載状況 (適)・否	処理方法	中間処理方法に問題に	はないか		$\rightarrow$	口原料とし	て利用	口その他(	)
伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 適か否	伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 適 否	伝票管理 マニュフェスト伝票の保管状況 (適)・否 マニュフェスト管理台帳の記載状況 (適)・否		残渣がある場合の処分	の確認		(良)-不	□残渣なし	,	口その他(	)
		マニュフェスト管理台帳の記載状況 適か否	伝票管理	マニュフェスト伝票の保管も	 t況		$\longrightarrow$				
				マニュフェスト管理台帳の詞	型載状況		<del></del>				
3.符記争垻(無記入可)											
3.符記争垠(無記入可)			3 評価								
	2 証価	3 証価									
3.評価			~	l							
	判定	判定		□ 評価の結単	、この業者の〕	取引を認めま	<b>: - -</b> .				

図 5 産業廃棄物処理業者チェックリスト

緊急事態	訓練	起 生	上主				センター長	担当者	部長	課長	担当者
* * *	II/I /I/K	+K	1 🖪								
実施日時		年	月	日	<del></del> 時	分	~	時	分		
実施部署											
参 加 者											
欠席者											
実施場所	大麦発配	<b>達液出</b>	<b></b>	の門緊急	遮断弁	取扱	<b>/</b> \				
実施設備 実施内容等				大麦	麦発酵液	近出荷	口にて流	<b>耐</b> 洩発生			
想定事故の種類	地震	火災	爆発	漏洩	停電	その	の他(				)
想定事故概要	液が両被型 2.積 3.防可基本での 急を 3.防可基本で 急を 3.防可基本での たい かい	した。シ 大学 事的に が 事に が まに か まに か れ り れ り れ り れ り れ り し れ り り り り り り り り	また た に に に に に に に に に に に に に	法の漏洩 て、防液 約20Lが おお液弁 よお液弁 取 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	を想定 是外に流 漏洩。 財 い状で に 押 さな いを 行っ い で たっ に が に が に が に が に が に が に が に が に が に	して、れだお後に、がった。	ローリー したことが 上内、堤砂 漏洩遮幽 、基本的	たに閉にない上部に大いる。 上部に大いる。 「からない。」 「もない。」 「もない。」 「もない。」 「もない。 「もない。」 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もない。 「もな。 「もない。 「もない。 「もない。 「もな。 「もな。 「もな。 「もな。 「もな。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も	麦発酵液 踏まえて した。	をが漏れが実施 実施 防液堤内	で回収
対応の概要	1)保護 2)防液場	見を着り 是を超り	用し、全 えた場合	てふき取り は、緊急	りを実施 遮断弁	する。 を押し	て対応で	ける。 弁は押さ	ない。		
	問題,	点			あり	)		<b>な</b>			
	問題,	点の内	容								
訓練の実施に よって判明した問 題点の有無及び 対応方法		改訂し			) なし	)	2.~	の他の対	応(あ	りなし	)
よって判明した問 題点の有無及び	1.手順書(対応内が対応)	改訂( 容記入 方法の	こよる対	応 ( あ) の評価	) なし	)	2.~	の他の対	応(あ	り なし	)

図 6 緊急事態訓練報告書



写真 2 漏洩対策手順看板

## 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・廃棄物管理に従事する社員は、工場の主担当が全体で 4~5 人である。本社の環境担当 部署の 13 人は、他の業務と兼務して廃棄物管理を担当している。
- ・ 廃棄物の発生から処理されるまでの工程をフロー化 (図7)、見える化している。

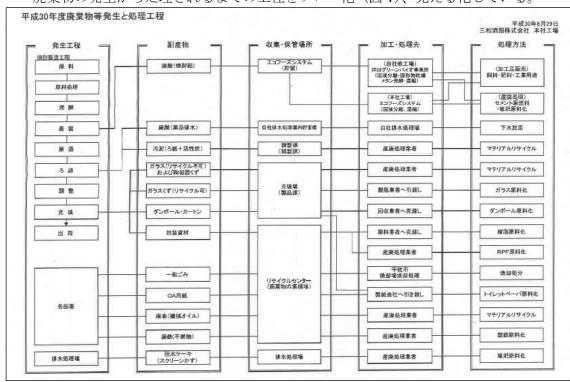


図7 2018 年度 廃棄物等発生と処理工程

(出典: 2017 年度 産業廃棄物多量排出事業者処理計画実施状況報告書)

#### 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・ 本社で加入し、本社および3ヶ所の事業所が各々インターネットから利用している。
- ・本社、日田蒸留所、拝田グリーンバイオ事業所の各担当者にサブ番号(約30人)を設定しており、各事業所の担当者が責任をもって電子マニフェストを入力している。
- ・廃棄物を引渡す当日に、事前にマニフェストの本登録を行っている。
- ・ 処理業者に事前に送付している週間計画書は、産業廃棄物の収集運搬時に必要な法定 項目の情報を網羅しているため、廃棄物の引取りの際に収集運搬業者が週間計画書を 持参し、受渡確認票として使用している。
- ・ 週 1 回以上、電子マニフェスト情報に不備がないかを確認しているほか、月ごとの請求書の確認時に電子マニフェスト情報と請求書の内容を照合している。
- ・電子マニフェストの導入によって、紙マニフェストを利用していたときの業務量(1人 日分)の半分(0.5人日分)となった。

#### 7. その他適正処理の取組み

## (1) 製品廃棄物の処理

・アルコール含有製品を廃棄する場合は、酒税法で厳しく管理することが求められており、廃製品の運搬の際には、輸送コンテナにセキュリティホログラムを貼り付けて施錠した状態で輸送し、必要に応じて税務署立会いのもと、産業廃棄物の受入先の焼却炉のピットに投入されるまでの確認が行われる。

#### (2) 適正処理の取組み

・<u>廃棄物の引渡し時にドライバーと積極的に会話して、廃棄物の輸送や積卸しの際の問題点や改善点がないかを聞き取るようにしている。</u>

#### (3) 社内研修

・ 社内の各部署からの要請に対して、3R に関する勉強会を実施し、廃棄物処理に関する 法規制や処理の際の手順等について周知している。また、定期的に廃棄物に関する情 報を社内ネットワーク掲示板に掲載している。

#### (4) リサイクルの取組み

・産業廃棄物については、埋立処分が発生しないよう、ほとんど全量をリサイクルできる処分となるよう委託しているが、より付加価値(地域資源循環、エコロジー等)が 高いリサイクル方法に転換できるよう、日々、情報収集に取り組んでいる。

## (5) 廃棄物情報の活用

- ・電子マニフェスト情報は、3R情報として環境報告書、各種行政報告書、食品リサイクル法に関する報告書等の作成、集計に活用している。
- ・廃棄物管理を含めた環境に関する活動全般の主管部署が集まった年 2 回の会議において、廃棄物管理の情報共有を行っている。

#### (6) 緊急時の対応

・ 事業継続計画 (BCP) の観点からリスクを分散する目的で、複数の処理業者に産業廃棄物の処理を委託している。

- ・「何事も人と人とのコミュニケーションが大切である」との信念をもって、日常的な 廃棄物引渡し時のドライバーとの会話、委託先のすべての収集運搬業者、処分業者へ の年1回の訪問、委託先収集運搬担当者に対する年1回の作業手順確認及び漏洩防止 訓練、主要な委託先収集運搬業者との3ヶ月に1回の定期会議等によって、委託先と の信頼関係の向上に努めている。
- ・ 自社で加工施設を設置し、工場で発生する加工前廃棄物の 8 割以上を占める大麦発酵液 (焼酎粕) の肥料や飼料の原料化、バイオガス化に取り組んでいる。

# 事例5 日本ハム株式会社

## 1. 会社概要

本社所在地	大阪府大阪市北区梅田 2-4-9 ブリーゼタワー
業種	肉製品製造業・食肉卸売業
主な事業内容	食肉事業、加工事業、水産事業、乳製品事業、その他事業
主な事業所	自社農場 149 ヶ所、養殖場 2ヶ所、製造拠点 92 ヶ所、物流・営業拠
	点 330 ヶ所、研究・検査拠点 3 ヶ所(2018 年 4 月連結)
従業員数	2,384 人(2018 年 3 月/平均臨時雇用者数含む)

#### 2. 産業廃棄物に関する情報

- (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率
  - 〇 排出する主な産業廃棄物(2017年度実績)
  - ・ 動植物性残さ、廃プラスチック類
  - リサイクル率: 91.0% (日本ハムグループ、2017 年度実績)

#### (2) 産業廃棄物の主な処理方法(リサイクル方法)

動植物性残さ	肥料化、一部焼却
廃プラスチック類**	焼却・熱回収

※ 仕入れている原材料に使用されている包材、商品の包装で品質の確認用にテストしたものや規格外となったもの等

#### 〇 その他事業所から発生する廃棄物

- 豚や鶏の飼育で発生するふん尿を肥料化している。
- 鶏ふんは、ボイラーの燃料としても利用している。

## 3. 委託先処理業者の選定

#### (1) 処理業者の情報収集

- ・ 契約中の委託先処理業者から他の処理業者の情報を収集している。事業所に出入りする収集運搬業者からは、つながりのある処分業者に関する情報を得ている。
- ・ 定期的に、収集運搬業者、処分業者の行政処分に関する情報を自治体等の公開情報から確認している。

## (2) 選定方法・選定基準

- ・十分な処理能力があること。
- ・産業廃棄物処理業の許可証より、許可品目、許可期限、許可自治体等を確認している。
- ・電子マニフェストを利用できるかどうかを確認している。必須ではないが、電子マニフェストの利用を推進している。
- ・ 処理料金が安いと判断した場合はその理由を確認している。収集運搬と処分の両方を 行う業者は処理料金が割安になることがある。

## (3) 実地確認の実施状況

- ・ ISO14001 の認証を取得している事業所においては、独自の取り決めとして定期的に委託先の実地確認を実施している。
- ・独自の実地確認のチェックリストを作成している。グループ会社においては、条例で 実地確認の規定がある場合には、自治体が公開している実地確認のチェックリストで 示された項目を参考にしている。
- ・処理施設では、廃棄物の保管場所や処理施設等の設備を確認する。
- ・ 施設の整理整頓ができているか、マニフェストが適切に保管されているか、委託契約 のとおりに処理されているかを重点的に確認している。

## 4. 委託契約・事前打合せ

## (1) 委託契約

- ・各グループ会社が作成した委託契約書を本社の環境担当部署で契約内容、処理料金等 を事前にチェックしている。
- ・ 委託契約書には、廃棄物処理法の法定記載事項以外に反社会的勢力排除条項、処理料 金の支払方法に関する条項を追加している。
- ・支払条件について、別途、支払に関する覚書を締結している場合がある。
- ・グループ会社では各事業所で契約書の写しを保管し、本社では契約書を保管する。

## (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・ 契約前に電子マニフェストの運用方法、処理終了報告の確認の手順や料金の支払方法 等を確認している。

#### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・環境関連の部署か、施設関連の部署の社員が廃棄物管理の担当者となる。日本ハム(株) 本社では、環境担当の従業員が 5 人おり、そのうち 2 人が主に廃棄物管理業務を担当 し、委託契約書の確認等の業務に携わっている。
- ・ 処理業者の処理フローを各事業所で確認している。

## 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・電子マニフェストに加入している事業所では、各事業所が規定した運用手順に基づいて、電子マニフェストを運用している。
- ・ グループ会社に対して実施している環境内部監査の際(実施頻度1回/1~2年)に、電子マニフェスト情報をダウンロードし、委託契約書の内容と照合して処理状況を確認している。
- ・トラックスケールを設置している事業所では排出時の重量、設置していない場合には 処理施設で計量した重量を電子マニフェストの廃棄物の数量としている。

#### 7. その他適正処理の取組み

## (1) 製品廃棄物の処理

・不適正転売防止のために、廃棄物となったものは、包装材ごと破砕するか商品と包装材を分離し処分している。また、焼却施設に社員が立ち会って、写真撮影し、記録する場合もある。

#### (2) 社内研修・啓発

- ・<u>廃棄物処理法において遵守しなければならない事項等を取りまとめた勉強会資料を作</u>成し、グループ各社の担当者に周知している。
- ・<u>担当者の廃棄物処理法の理解度向上や法令改正への対応が必要と判断した場合、研修を実施している。</u>

## (3) 廃棄物情報の利用

- ・電子マニフェスト情報は、行政報告書の作成に利用している。
- ・ グループで運用している別システムに廃棄物発生量の情報を集約し、グループの環境 レポート等を作成している。

## (4) 緊急時の対応

・自然災害時や行政処分による委託先の変更等の緊急時への対応、<u>排出量が多く処理業者での処理対応が困難となった場合の対応として、複数の委託先と契約</u>する場合がある。

- ・廃棄物処理業者の行政処分に関する情報を自治体等の公開情報から確認している。
- ・グループ会社に対して実施している環境内部監査の際(実施頻度1回/1~2年)に、電子マニフェスト情報をダウンロードし、委託契約書の内容と照合して処理状況を確認している。
- ・ 廃棄物処理法において遵守しなければならない事項等を取りまとめた勉強会資料を作成し、グループ各社の担当者に周知している。
- ・ 担当者の廃棄物処理法の理解度向上や法令改正への対応が必要と判断した場合、研修 を実施している。

# 事例6 山崎製パン株式会社

## 1. 会社概要

本社所在地	東京都千代田区岩本町 3-10-1
業種	食品製造業、販売業
主な事業内容	食パン、菓子パン、和菓子、洋菓子、調理パン・米飯類等の製造及び
	販売並びにその他仕入れ商品の販売、コンビニエンスストア事業
主な事業所	生産拠点 29 事業所
販売店数	約 11 万店舗
従業員数	27,836 人(連結)、19,109 人(単体)(2017 年 12 月現在)

## 2. 産業廃棄物に関する情報

## (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量と再資源化率 (2017年度実績)

①排出する主な産業廃棄物

動植物性残さ	廃プラスチック類	汚泥	その他
約 27,000t	約 16,000t	約 14,000t	約 2,000t

- ②上記(産業廃棄物)以外の排出物
- 1) 一般廃棄物 約4,000t
- 2) 有価物(食パンの耳、製品ロス、紙類、プラスチック類、缶等) 約 125,000t ※ 山崎製パン㈱では、事業活動に伴って発生したもののほとんどが有効に活用され、また有価物として販売されるものも多いため、廃棄物ではなく、「排出物」と呼んでいる。
- ③排出物の再資源化率:約98%(①と②の総量に対する再資源化率)
- (2) 排出物の主な再資源化方法 (産業廃棄物だけでなく有価物として販売されている排出物も含まれる。)

動植物性残さ	<b>飼料化</b>
(食パンの耳	・ エコフィードなどの原料として利用している。エコフィードで飼育
など)	した豚は、食肉として加工され、グループ会社のスーパーで販売す
	るほか、従業員食堂で提供する豚肉料理の食材としており、食品リ
	サイクルループを構築している。
	食品原料
	・ 食品用パン粉、製菓用原料として利用している。
	肥料化
廃プラスチッ	・ 古くなったプラスチック製納品ケースを新しいケースの原料とし
ク類	て再生利用している。
	・ 食パン保管用のプラスチック袋を工場のごみ袋の原料として再生
	利用している。
	・ 汚れのない廃プラスチック類は有価売却し、リサイクル(ペレット
	化) したものを自社工場で使用するパレットなどに再生利用してい
	る。
	固形燃料化、焼却・熱回収
汚泥	肥料化、焼却・熱回収

#### 3. 委託先処理業者の選定

## (1) 処理業者の情報収集

- ・産業廃棄物関連のホームページから情報収集している。
- ▶ (公財)産業廃棄物処理事業振興財団「さんぱいくん」、「優良さんぱいナビ」の情報 (新規委託先の確認)
- ▶ 都道府県・政令市のホームページ

- ▶ 処理業者のホームページ
- ▶ 都道府県産業資源循環協会のホームページ
- ・全国の工場の環境担当者が必要な情報を閲覧できるホームページを作成し、全工場の 委託先の処理業者(計約 300 社)に関する情報(業者名、委託品目、処理単価、再資 源化方法)を共有している。また各工場の廃棄物処理・リサイクルに係る実績、各種 処理委託契約書のひな形、効果的な取組み事例の紹介、工場内研修用テキストなどを 掲載し、各工場で活用している。

## (2) 選定方法・選定基準

- ・産業廃棄物処理業許可証の許可品目、許可期限、処理能力等を確認している。
- ・ 自社の各工場の委託先の処理料金に関する情報を共有しており、既存の委託先の処理 業者の処理料金と新規委託先の処理料金を比較(極端に安くないか、高くないか)し て、適正性を確認している。
- ・ 食品リサイクル業者は、食品リサイクル登録再生利用事業者であることを確認し、業者選定の判断材料としている。
- ・ 処理業者の選定にあたり、電子マニフェストを利用していることを優先している。選 定の際の必須条件とはしていない。
- ・ 社内で「廃棄物委託契約時の確認事項」として、以下の項目を定めている。
  - <契約締結前の処理場の実地確認事項>

トラックスケールの設置、廃棄物の保管状況、契約書・マニフェストの保管状況、 職員の士気・作業服装、事務所・倉庫などの管理状況、過去の行政処分の有無等

<現場確認写真>

許可施設看板、搬入車両状況、廃棄物保管状況、廃棄物処理過程、残さ物の保管状況等

<許可証の確認事項>

許可範囲の廃棄物の種類、許可期限、施設の処理能力等

<契約書の確認事項>

委託する廃棄物の品目、適正処理のために必要な情報の記載(産業廃棄物の荷姿・ 性状、混合物により生ずる支障、取り扱う際の注意事項等)、委託契約の有効期間、 反社会的勢力排除条項等

<収集運搬契約書確認事項>

許可証の添付があるか (積替保管の有無)、委託予定数量・単価の記載があるか、搬入先の所在地の記載があるか等

<処理委託契約書確認事項>

許可証の添付があるか、委託単価は一般的な単価から判断して適正か、廃棄物毎に 処分方法・委託数量・委託単価・処理を行う中間処理施設・最終処分場の記載があ るか等

・各工場で委託先の処理業者を選定後、本社でも委託先情報を確認している。

#### (3) 実地確認の実施状況

- ・新規委託先には、「廃棄物委託契約時の確認事項」により実地確認を実施するほか、契約中の処理業者にも、「廃棄物委託契約時の確認事項」により、年に1回の実施確認を 実施している。
- ・ 実地確認は、各工場の社員  $1\sim5$  人が実施しており、所要時間は  $1\sim2$  時間である。
- ・実地確認を実施した際に、写真を撮影している。
- ・ リサイクル施設への実地確認の際に、リサイクル製品の用途(リサイクル方法、リサイクル製品の販売先、販売価格等)が確保されていることを確認している。エコフィードで育った豚肉の販売量や従業員食堂での利用量についても把握している。
- ・ 過去の行政処分の有無等について、実地確認の際に聞き取ることとしている。

## 4. 委託契約・事前打合せ

#### (1) 委託契約

- ・ 反社会的勢力排除条項、支払条件等、廃棄物処理法の法定記載事項以外の条項を追加 した独自の契約書を作成している。
- ・各工場で委託契約書を作成後、本社担当者が記載内容を確認する。契約時には、本社 でも契約書の写し(1部)を保管する。
- ・ 契約締結後、各工場で管理する廃棄物管理シートに委託先情報を入力し、それを全工 場の環境担当者が共有する社内サイトに反映させ、全担当者が共有している。

#### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・新規の委託先に対しては、廃棄物の引渡しの手順に関する打合せを行い、両者で電子 マニフェストの運用方法、処理終了報告の確認方法等の手順や料金の支払い方法等を 確認している。なお、廃棄物の引渡しの手順は、各工場でマニュアルを作成している。

#### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・廃棄物管理に従事している社員数は、各工場で1~5人で、他の業務と兼務して廃棄物 管理を担当している。本社の環境担当者は5人である。
- ・ 工場ごとで処理フロー (図8)を作成し、フローに沿って処理委託を行っている。

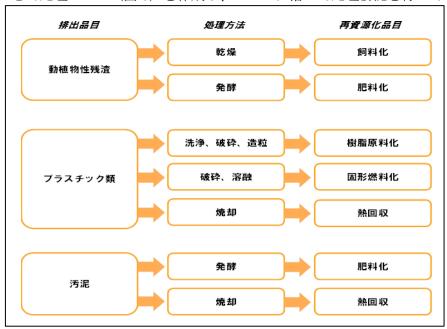


図8 産業廃棄物処理モデルフロー

## 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・ 各工場が電子マニフェストに加入し、各工場が定めた方法に基づいて、電子マニフェストを運用している。
- ・ <u>委託した産業廃棄物の処理状況を的確に把握し、適正処理の推進と不法投棄、不適正</u> <u>転売の未然防止を目的に、電子マニフェストを導入した。紙マニフェストと比較して、</u> <u>処理終了を迅速、的確に把握できるようになり、不適正処理の防止につながっている。</u> <u>また、適正処理の確認が容易になったほか、作業効率の向上、産業廃棄物管理票交付</u> 等状況報告書の提出や保管場所が不要になる等のメリットがあった。

## 7. その他適正処理の取組み

#### (1) 製品廃棄物の処理

・ 従来より製品廃棄物の処理を委託する際には、袋を破って中身を潰す等の不適正転売 防止策を講じているが、2016年の食品廃棄物の不適正転売事案発生以降、再度遵守徹 底を図った。 ・ 全工場にわたる大規模な廃棄物処理(表示変更に伴う包材の一斉処分や残ったキャンペーンの応募券(点数シール)の処分など)の際には、社員が委託先の施設に立会って、適正に処理されたことが分かるよう、写真撮影を行うとともに、処分業者より廃棄証明書等の提出を求めている。

#### (2) 適正処理の取組み

・ <u>正確な数量管理が適正処理の重要な基盤と捉え、工場にはトラックスケールを設置し、</u> 廃棄物の発生量を実測している。廃棄物の計測のほか、有価物の売却の際も、正確な 数量管理に基づいて取引きが履行されるとともに、原材料の重量などの正確な数量管 理にも役立てている。

#### (3) 社内研修・啓発

・ 定期的に開催される全工場の環境対策責任者が出席する会議において、各工場に対して、廃棄物処理に関する法令情報の周知、各工場の廃棄物処理に関する取組み事例の 共有等を行っている。

## (4) 廃棄物情報の利用

- ・各工場の廃棄物情報は、排出物の処理方法の改善、有効利用に向けての検討に利用している。
- ・マニフェスト管理をはじめとする総合的な排出物管理のデータは、行政報告書や社 会・環境報告書の作成にも利用している。
- ・各工場が多量排出事業者に係る報告書、交付・登録等状況報告書を本社に提出し、本 社では各工場が適切に行政報告書を都道府県・政令市に提出していることを確認して いる。

## (5) 緊急時の対応

・全国の工場の処理委託先が約 300 社と多いため、自然災害時や様々な事情により委託 先を急遽変更しなければならない等の緊急時は、他工場が委託している処理業者に委 託する等の対応を検討することとしている。

- ・ 社内で「廃棄物委託契約時の確認事項」を定め、年 1 回の実地確認の際に確認している。確認項目には、計量器の設置等、法定項目以外の項目を独自に追加している。実地確認の際に、法令遵守だけでなく、廃棄物を安定的に、適正な価格で、適正な処理をするための質の高さについても確認することを意図している。
- ・全工場の環境担当者が情報共有できるホームページを作成し、委託先の処理業者等に 関する情報を共有している。
- ・ 食品リサイクル業者は、食品リサイクル登録再生利用事業者であることを確認し、業 者選定の判断材料としている。
- ・電子マニフェストの導入により、委託した廃棄物の処理終了報告が迅速、的確に把握できるようになった。
- ・製品廃棄物の処理を委託する際には、袋を破って中身を潰す等の不適正転売防止策を 従来より講じている。
- ・全工場にわたる大規模な廃棄物処理(表示変更に伴う包材の一斉処分や残ったキャンペーンの応募券(点数シール)の処分など)の際には、社員が委託先の施設に立会って、適正に処理されたことが分かるよう、写真撮影を行うとともに、処分業者より廃棄証明書等の提出を求めている。
- ・トラックスケールを導入し、処理委託先からの情報だけに頼らない数量管理を行っている。処理業者の計量した数値との乖離をチェックすることで、不適正処理の防止につながっている。

## 第2部 食品小売業

# 事例7 イオンリテール株式会社

## 1. 会社概要

本社所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1
業種	総合小売業
主な事業内容	国内の「イオン」「イオンスタイル」の経営
主な事業所	400 店舗 (2018 年 2 月末現在)
従業員数	8,520 人(2018 年 2 月末現在)

## 2. 産業廃棄物に関する情報

## (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル量

## 〇 排出する主な産業廃棄物(2017年実績推計)

廃プラスチック類	廃油
6,341t	1,264t

<sup>※</sup> 食料品を取り扱う 364 店舗の推計

○ 食品リサイクル量: 41,503.9t(2017 年度実績推計)

#### (2) 産業廃棄物の主な処理方法(リサイクル方法)

廃プラスチック類	減容固化→売却
廃油	飼料化

#### ○ その他事業所から発生する廃棄物

・生ごみ等の食品廃棄物は、一部地域で食品リサイクルループを構築している。店舗で 排出した生ごみ等を肥料化し、その肥料をグループ会社の農園で利用し、農園で栽培 した野菜を店舗で販売している。

## 3. 委託先処理業者の選定

## (1) 処理業者の情報収集

- ・ <u>イオングループ各社の廃棄物管理業務を行うための「イオン廃棄物管理センター」(以</u>下「管理センター」という)を設置し、イオンディライト㈱が運営している。
- ・ イオングループ各社が管理センターに廃棄物管理業務を委託する場合は、個別に管理 センターを運営するイオンディライト㈱との廃棄物管理業務の委託契約を締結する。
- ・管理センターでは(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、「優良さんぱいナビ」、都道府県産業資源循環協会への問合せ、都道府県・政令市のホームページ、処理業者のホームページの公開情報等により、選定業者に関する情報を収集する。
- ・ <u>管理センターでは、廃棄物管理システム\*\*を用いて、処理業者の許可証等の情報を蓄積、</u> 管理しており、イオングループ各社は管理センターが保有する委託先処理業者の情報 を閲覧することができる。
  - ※ 廃棄物管理システムは、民間のシステム会社が開発し、提供する ASP サービスで、 電子マニフェストに係る機能に加え、委託先処理業者の許可品目や許可期限等の情報の管理を行うための機能を備えている。

## (2) 選定方法・選定基準

- ・イオングループ各社の廃棄物管理担当が、イオンディライト㈱及び管理センターより 提案のあった処理業者の情報を参考に、許可品目、処理・リサイクル方法、法令遵守 の状況、処理料金等を総合的に判断して委託先を選定している。
- ・ 新規委託先を選定する場合には、信用調査会社に信用調査を依頼し、処理業者の財務 状況等を確認している。

#### (3) 実地確認の実施状況

- ・実地確認チェックシートにより、排出事業者 (イオングループ各社の廃棄物管理担当)、 またはイオンディライト㈱の現地担当者 (計 1 人) が処理施設の実地確認を実施する。 実地確認の所要時間は約 1 時間である。
- ・ 契約中の処理業者に対しては、2年に1回、自治体の条例によっては1年に1回の実地 確認を実施している。
- ・実地確認では、廃棄物の処理の流れが明確であるか、施設が整理整頓されているか、 マニフェスト伝票が適切に管理できているか、廃棄物を過剰に受け入れていないか、 事前に提出のあった許可証(写し)と施設が所有する許可証(原本)が同一であるか、 作業員の対応(あいさつ)等を重点的に確認する。

## 4. 委託契約・事前打合せ

#### (1) 委託契約

- 委託契約数は全国で約1.000となっている。
- ・ 委託契約書には、廃棄物処理法の法定記載事項のほか、反社会勢力排除、機密情報保持、店舗の出入りの際の手順等に関する条項を追加している。
- ・締結した委託契約書の情報は、管理センターの廃棄物管理システムに保管され、イオンリテール(株本社社員や店舗統括担当社員、店舗担当者等が処理業者の許可情報とともに、契約内容もシステム上で閲覧できるようになっている。
- ・ 委託契約書は、イオンアイビス㈱で保管をしており、PDFファイルでも保管している。 店舗では契約書のコピーを保管している。

## (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・管理センターの廃棄物管理システムについて、店舗担当者と委託先処理業者へ管理センターから以下の説明を行う。
- ▶ 紙マニフェストと電子マニフェストとの違い
- ▶ 排出事業場の概要
- ▶ イオンリテール㈱の管理体制
- ▶ 管理センターの廃棄物管理システムの概要(電子マニフェストの運用方法)
- ▶ 電子マニフェストの受渡確認票の運用方法
- ・電子マニフェストの運用方法に関する動画を作成し、店舗担当者、処理業者が閲覧している。

#### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・廃棄物管理に従事している社員数は、イオンリテール㈱本社が 1 人、店舗統括担当社 員が 2 人、店舗他担当者が 2 人である。
- ・ ISO14001 の内部監査で、店舗における廃棄物の保管や管理状況等を確認している。

#### 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・ 廃棄物管理システムで電子マニフェストを運用している。
- ・電子マニフェストの処理終了報告は、廃棄物管理システムを用いて、廃棄物管理業務 を受託しているイオンディライト㈱の店舗担当者、管理センターが確認している。
- ・ 処理終了の未報告のアラートを法定期限の 3 分の 2 に設定(例:90 日以内の場合は 60 日経過時) し、確認漏れを防止している。

## 7. その他適正処理の取組み

## (1) 適正処理の取組み

・2016年の食品廃棄物の不適正転売事案後に、適正な処理業者の選定・管理、適正処理 の確保のために、管理センターを設置した。管理センターの設置前まではグループ各 社で廃棄物管理ルールが異なっており、委託先の処理業者の情報が共有されていなか ったが、管理センターの設置により、グループ全社において、廃棄物管理ルールの統 一、電子マニフェストの導入を含めた廃棄物管理ルールの厳格化、委託先処理業者情 報の共有に向けて、取組みを進めている。

## (2) 社内研修・啓発

・ ISO14001 の教育として、廃棄物管理力量教育(研修後、確認テスト実施)、廃棄物管理リーダー研修会等を実施している。管理センターの担当者も ISO14001 の教育を受講している。

#### (3) 発生抑制・再生利用の取組み

・発注の精度の向上により、廃棄物の発生抑制に努めている。

#### (4) 緊急時の対応

・委託契約数が全国で約 1,000 と多いので、委託先を緊急に変更する場合も対応ができる体制となっている。また、<u>管理センターの廃棄物管理システムで処理業者の情報を</u> 管理することにより、緊急の委託先変更もスムーズに対応できる。

- ・ 適正な処理業者の選定・管理、適正処理のために、管理センターを設置し、グループ 全社における廃棄物管理ルールの統一、電子マニフェストの導入を含めた廃棄物管理 ルールの厳格化、委託先処理業者情報の共有に向けた取組みを進めている。
- ・管理センターの廃棄物管理システムで委託先処理業者の情報を管理することにより、 緊急時の委託先の選定等の対応をスムーズに行うことができるようになった。
- ・ グループ各社における廃棄物状況については、ISO 内部監査によりチェックを行っている。

# 事例8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

## 1. 会社概要

本社所在地	東京都千代田区二番町 8-8
業種	小売業
主な事業内容	コンビニエンスストア
主な事業所	店舗 20,700 店 うち直営店約 400 店(2019 年 1 月現在)
従業員数	8,886 人(2018 年 2 月末現在、本部社員数)

#### 2. 産業廃棄物に関する情報

- (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率
  - O 排出する主な産業廃棄物(2017 年度実績) 廃食用油 14,700t
  - 〇 リサイクル率:食品廃棄物リサイクル率 54.3%\*(2017 年度実績) ※ 販売期限切れ商品と廃食用油を合わせたリサイクル率。

## (2) 産業廃棄物の主な処理方法(リサイクル方法)

- ・ 廃食用油は 100% リサイクルされており、主に飼料化され、養鶏、養豚の飼料に利用されている。
- ・ 愛媛県内で使用した廃食用油についてはバイオディーゼル燃料化して、県内店舗への 商品配送車の燃料として利用している。

#### 3. 委託先処理業者の選定

#### (1) 処理業者の情報収集

- ・廃棄物管理会社に委託先処理業者の選定に関する情報収集、委託先処理業者の管理等の業務を委託している。
- ・廃棄物管理会社では廃棄物関係団体や都道府県ホームページから優良産廃処理業者等の情報を収集する。その後、廃棄物管理会社が処理業者へのヒアリング調査、施設への実地確認等を行う。さらに、専門の信用調査会社による信用調査を実施し、委託先処理業者の候補を廃棄物管理会社が絞り込んだ上で、㈱セブン-イレブン・ジャパン(以下「SEJ」という。)の本社担当者に候補を提示する。

#### (2) 選定方法・選定基準

- ・SEJ 本社担当者が、廃棄物管理会社より候補として挙げられた業者との面談、施設への実地確認を実施し、委託先処理業者として選定する。SEJ では、選定した委託先処理業者をフランチャイズチェーン店(以下「FC店」という。)に推奨する。約97%のFC店はSEJが推奨した処理業者に委託している。
- ・廃棄物管理会社は環境省の資料等を参考にし、委託先処理業者を選定するためのチェックリストを作成している。SEJ、廃棄物管理会社は、チェックリストに基づく確認作業、写真撮影を行い、実地確認報告書を取りまとめる。すべての実地確認報告書を SEJと廃棄物管理会社で情報共有し、常時、閲覧できるようにしている。
- ・業者選定にあたり、電子マニフェストの利用は必須としている。優良産廃処理業者か どうかは必須ではないが、優先事項としている。

#### (3) 実地確認の実施状況

- ・既に契約を締結している処理業者に対して、年 1 回の実地確認を実施し、前回の実地確認の際に指摘した事項が改善されているか等を確認する。
- ・ 実地確認は、基本的に SEJ 本社担当者  $1\sim2$  人と廃棄物管理会社の社員 2 人で実施しており、所要時間は約 1 時間 30 分 $\sim2$  時間である。
- ・ 実地確認の際には、契約書の内容、マニフェストの運用フロー、紙マニフェストの記載内容等の廃棄物処理法の規定を遵守していることを重点的に確認している。また、処理工程、施設管理の体制、車両の確認のほか、食品リサイクルの場合はリサイクル製品(飼料等)の販売先、販売実績等を確認している。

### 4. 委託契約・事前打合せ

#### (1) 委託契約

- ・ 全国で約40社の廃油処理業者と委託契約を締結している。
- ・ 法務担当部署が委託契約の内容を確認している。契約書には、廃棄物処理法の法定記 載事項以外に、反社会勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の条項を追加してい る。
- ・店舗と処理業者が契約締結後、処理業者から廃棄物管理会社へ契約書の PDF データが 提出され、廃棄物管理会社で契約書データと許可証データをシステム管理している。 許可情報の管理システムでは、許可期限を管理しており、許可期限が迫っている場合 にはアラートが表示される。アラートが表示された場合、廃棄物管理会社から処理業 者に、許可の更新等の状況を確認する。

#### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・ <u>廃油の処理については、直営店、FC 店を含めてほぼ全量を電子マニフェストにより管理している。電子マニフェストは、店舗での作業の軽減を考慮し、ASP サービスによるシステムを導入している。</u>
- ・ 紙マニフェストを利用している場合には、フライヤー商品の販売マニュアルの中に紙 マニフェストの運用方法を示している。

#### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・廃棄物管理に従事している社員数は、SEJが3人、廃棄物管理会社が7人である。
- ・廃油をペール缶に入れて、蓋をし、漏洩がないようにする、屋外へは保管しない等、 店舗における廃食用油の保管手順を定めている。
- ・ 収集運搬業者は、店舗のペール缶に保管された廃油を収集運搬車両の専用容器に移し かえる。

### 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・ 直営店は本社が排出事業者となり電子マニフェストに加入し、排出事業場ごとに運用 している。
- ・ FC 店は、店舗ごとに電子マニフェストに加入している。
- ・電子マニフェストは、ASP サービスを導入しているほか、その運用にあたっては、廃棄物管理会社がサポートを行っており、店舗からの電子マニフェストを含む廃棄物処理全般に関する店舗からの問合せ等に対応している。

### 7. その他適正処理の取組み

### (1) 適正処理の取組み

- ・FC店を含む各店舗に対し、産業廃棄物の排出事業者責任の意識向上に努めている。SEJでは、店舗における産業廃棄物の処理に関する事務負担の軽減を図るためのサポートを行っているが、店舗に対して、廃棄物処理に関する文書を送付する際には、排出事業者責任は店舗にある旨の注意喚起を行うこととしている。
- ・ 店舗を巡回する店舗経営指導員への廃棄物管理に関する研修を定期的に実施している。 指導員から店舗に対して、廃棄物管理に関する情報提供や周知を行っている。
- ・ SEJ と廃棄物管理会社との月 2 回の定例打合せを行っており、全店舗の廃棄物管理を 適切に実施できるように、SEJ が廃棄物管理会社に対して事細かく作業指示を行って いる。

### (2) 廃棄物情報の利用

・電子マニフェスト情報から委託先処理業者が契約通りの回数を回収しているかの確認 を行っている。この確認により、委託先処理業者の管理の徹底だけではなく、各店舗 において食用油が適切な頻度で交換されているかの目安の一つとして活用している。

### (3) 緊急時の対応

・ 処理施設の故障等の緊急時には、契約中の別の処理業者で処理する等の対応を行うこととしている。

- ・廃棄物管理会社と密接に連携し、全国 2 万以上の店舗における廃棄物管理業務を行っており、廃食用油については、ほぼ全店で電子マニフェストを用いたリサイクルの仕組みを構築している。
- ・電子マニフェスト情報から委託先処理業者が契約通りの回数を回収しているかの確認 を行っている。この確認により、委託先処理業者の管理の徹底だけではなく、各店舗 において食用油が適切な頻度で交換されているかの目安の一つとして活用している。

# 事例9 ユニー株式会社

### 1. 会社概要

本社所在地	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目 60 番地の 12
業種	小売業
主な事業内容	衣・食・住・余暇にわたる総合小売業のチェーンストア
主な事業所	192 店舗(2018 年 2 月期)
従業員数	22,507 人 (2018 年 2 月期)

### 2. 産業廃棄物に関する情報

### (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率

### ○ 排出する主な産業廃棄物(2017年度実績)

廃プラスチ	発泡スチロ	汚泥	金属くず	ガラス・	その他
ック類	ール			陶磁器くず	
9,841t	1,732t	2,892t	983t	163t	1,863t

・食品廃棄物は、事業系一般廃棄物として排出している。

〇 リサイクル率: 食品リサイクル率 71.3%

再生利用等実施率 80.6% (2017 年度実績)

#### (2) 産業廃棄物の主な処理方法(リサイクル方法)

廃プラスチック類	マテリアルリサイクル (雨水貯水槽部材)
----------	----------------------

#### 〇 その他事業所から発生する廃棄物

- ・ 生ごみ、魚あらは堆肥化、飼料化している。
- ・ 廃油は有価売却し、飼料化している。
- ・上記以外の食品廃棄物は、焼却か、リサイクルしている。
- ・ 容器包装のリサイクルループを構築している(食品トレイ、牛乳パック、アルミ缶、 ペットボトル、ペットボトルキャップ)。
- ・リサイクルできない廃棄物は、焼却、破砕、埋立等の処分を行っている。

#### 3. 委託先処理業者の選定

### (1) 処理業者の情報収集

- ・ 処理業者のホームページで許認可など公開情報を確認している。
- ・廃棄物関係など同業他社の情報を確認している。
- ・実地確認を実施している。

### (2) 選定方法・選定基準

- ・委託先処理業者の選定のためのチェックリストを作成している。
- ・ 電子マニフェストの利用を処理業者選定時の必須条件としている。
- ・食品リサイクルの場合、食品リサイクル登録再生利用事業者に委託する。
- ・2016年の食品廃棄物の不適正転売事案発生後に選定条件の見直しは行わなかったが、 これまでの選定条件に合致しているか否かについて、より丁寧に確認するようになっ た。
- ・一般廃棄物の処理については、自治体の処理料金を下回っていないか(処理料金が安すぎではないか)を確認する。

#### (3) 実地確認の実施状況

- 環境省や業界団体等の資料を参考に、独自の実地確認シートを作成している。
- ・ 自治体の条例により義務付けがある地域の処分業者については、年 1 回の実地確認を 実施している。
- ・ 実地確認は社員 2 人で実施しており、所要時間は 1 回につき、 $1\sim2$  時間である。
- ・実地確認の際に、<u>施設の処理能力を超過して受け入れていないか、処理能力を超える</u> おそれがある場合には受入制限をしているか、廃棄物が山積みにならずに整然とした <u>状態で保管されているか、排水対策がきちんと行われているか</u>を重点的に確認している。
- ・リサイクル製品の販売実績(販売先、価格等)を確認している。
- ・食品リサイクルの場合は、倉庫に廃棄物が溢れていないか、リサイクルした堆肥、飼料等の製品の品質確認として、リサイクル工程、堆肥の熟成期間(45~90日)を確認するほか、リサイクル製品への異物混入等も注意して確認している。

### 4. 委託契約・事前打合せ

### (1) 委託契約

- ・ 全国で約100社の一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬業者と委託契約を締結している。
- ・関係団体が公開している委託契約書のひな形を参考に、廃棄物処理法の法定記載事項 のほか、電子マニフェストの利用、反社会勢力排除、支払条件、情報漏洩防止、中途 解約、再委託の禁止、管轄裁判所等の条項を追加している。
- ・ 委託先処理業者ごとに本社が契約を締結し、契約書とは別に契約店舗一覧を委託先処 理業者ごとに作成している。

### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・電子マニフェストの運用方法、処理終了報告の確認方法、処理料金の支払方法等を確認している。

### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

・廃棄物管理に従事している社員数は、店舗では業務副店長1人と業務の従業員1人~2 人、本社は2人である。

#### 6. 電子マニフェストの運用方法

- ・電子マニフェストの入力方法、運用方法のマニュアルを作成し、各店舗で運用している。
- ・ 本社で加入し、Web 方式を利用している。
- ・店舗ごとにサブ番号を設定し、各店舗担当者と本社担当者がマニフェスト登録を行っている。
- ・ 委託契約締結後、本社担当者が契約内容に沿った入力パターンを作成する。各店舗で は、本社が作成した入力パターンの中から適切な入力パターンを選択して電子マニフ エストの登録を行う。電子マニフェスト登録の際に、適切な入力パターンが存在しな い場合は、委託契約がされていないということになる。
- ・ 処理終了報告は、店舗担当者、本社担当者が電子マニフェスト情報を照会し確認して いる。
- ・受渡確認票は自社で作成した様式を利用している。

#### 7. その他適正処理の取組み

### (1) 適正処理の取組み

・<u>すべての委託先処理業者を対象に、年2回の勉強会を開催している</u>(出席者100~150人)。その際にリサイクル施設を視察している。これまでの勉強会で、電子マニフェストを利用すること、食品リサイクルに取り組むことを説明した。勉強会では、各処理業者が適正処理やリサイクルについて情報交換を行っており、適正処理への更なる意識向上を図る学びの場となっている。

- ・各店舗で「管理ファイル」を作成し、どこの業者が何を回収するかをリスト化している。リストの作成によって、店舗でも排出する廃棄物がどのように処理されているかを容易に把握できるようになった。また、契約している業者が回収のために店舗に訪れていることを店舗の廃棄物管理担当が確認するようになった。
- ・ <u>製品を廃棄する場合には、ロゴマークが残らないような処理を依頼している。また、</u> 処理業者に対して、処理状況の写真を添付した報告書の提出を求めている。

### (2) 発生抑制の取組み

- ・ <u>廃棄物発生量の現状把握のために、廃棄物計量システムを導入している。計量システムでは各売り場で分別した廃棄物を、廃棄物の種類ごとに計量し、その情報をバーコードで出力し、ごみ袋に貼り付けて管理している。</u>売り場ごとの廃棄物の発生量が明確になるため、従業員の廃棄物の発生抑制、分別徹底の意識向上に寄与している。また、ISO14001 の環境目標で「廃棄物の削減とリサイクルの推進」を掲げており、毎月、生ごみと可燃ごみの計量結果を集計し、各店舗へ周知することで、発生抑制の取組みを促している。
- ・廃棄物の発生抑制のために、なるべく商品を売り切るということに取り組んでいる。

### (3) リサイクルの取組み

・ <u>食品リサイクル登録再生利用事業者と農業生産者とのパートナーシップを基に、全国</u> 各地で食品リサイクルループを構築している。

### (4) 緊急時の対応

- ・ 自然災害時、委託先の処理業者のトラブル時(施設の故障等)の対応として、複数の 処理業者と委託契約を締結している。
- ・ 台風等の災害で停電となり冷蔵保存できなくなった場合、委託先に排出量を事前に通知し、処理能力の範囲で少しずつ処理してもらうこととしている。

- ・ 実地確認の際に、施設の処理能力に応じて受入制限をしているか、廃棄物が山積みにならずに整然とした状態で保管されているか、排水対策がきちんと行われているかを 重点的に確認している。
- ・ すべての委託先処理業者が参加する勉強会を実施することにより、処理業者間で適正 処理に関する意見交換が行われ、適正処理の更なる意識向上を図る学びの場となって いる。
- ・本社担当者が契約内容に沿った電子マニフェストの入力パターンを作成している。店舗では該当する入力パターンがない電子マニフェスト情報の登録ができないため、契約外の処理業者に委託することを防止する等、委託契約内容のチェック機能も働いている。
- ・製品を廃棄する場合には、ロゴマークが残らないような処理を依頼している。また、 処理業者に対して、処理状況の写真を添付した報告書の提出を求めている。
- ・廃棄物計量システムの導入により、従業員の廃棄物の発生抑制、分別徹底への意識向 上を図っている。
- ・食品リサイクルの場合、食品リサイクル登録再生利用事業者に委託しており、食品リ サイクル登録再生利用事業者と農業生産者とのパートナーシップを基に、全国各地で 食品リサイクルループを構築している。

## 第3部 外食産業

# 事例 10 スターバックスコーヒージャパン株式会社

### 1. 会社概要

本社所在地	東京都品川区上大崎二丁目 25-2 新目黒東急ビル
業種	外食産業
主な事業内容	コーヒーストアの経営、コーヒー及び関連商品の販売
主な事業所	1,392 店舗 (うちライセンス店舗 106 店舗)(2018 年 9 月 30 日現在)
従業員数	3,990 人(2018 年 9 月 30 日現在)

### 2. 産業廃棄物に関する情報

### (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率

### 〇 排出する主な産業廃棄物(2017年実績)

動植物性残さ	廃プラスチック類
287t	2~3kg/日・店

- ・ 全国の物流センターから、使用しなかった商品原材料を産業廃棄物の動植物性残さ、 汚泥として排出している。
- ・店舗から排出される商品のカップ、ストロー等を産業廃棄物の廃プラスチック類として排出している。
- ・ 店舗から排出される食品廃棄物やコーヒー豆粕等を事業系一般廃棄物として排出している。
- ・ 店舗から排出する廃棄物の回収の頻度は、原則として、1 日に1回である。

### ○ リサイクル率: 食品廃棄物リサイクル率 55.4% (2017 年度実績)

#### (2) 産業廃棄物の主な処理方法 (リサイクル方法)

動植物性残さ	肥料化、飼料化、焼却
	・ 164t をリサイクル(2017 年度実績)
汚泥	焼却
廃プラスチック類	焼却・熱回収、マテリアルリサイクル、埋立処分

#### 〇 その他事業所から発生する廃棄物

・ 直営店約 250 店舗でコーヒー豆粕のリサイクルループを構築している。牛の飼料、野菜栽培の肥料にリサイクルし、飼料で育てられた乳牛のミルク、肥料で育てられた野菜が店舗のビバレッジやサンドイッチの原材料として用いられる。

#### 3. 委託先処理業者の選定

### (1) 処理業者の情報収集

- ・スターバックスコーヒージャパン(㈱(以下「SBJ」という。)では、処理業者の選定基準として、コンプライアンスへの取組状況、産業廃棄物処理に係るサービス内容(管理レベル)、処理料金等に関する項目を規定している。
- ・委託先処理業者の選定に必要な情報の収集等の業務を廃棄物管理会社に委託しており、 SBJ が定めた処理業者の選定基準に係る各項目について廃棄物管理会社が情報収集を 行う。
- 契約中の委託先処理業者に委託できない地域に新規店舗を出店する場合等に、廃棄物管理会社に対して新規の委託先処理業者に関する情報収集を依頼する。
- ・廃棄物管理会社は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、「優良さんぱいナビ」、都道府県・政令市のホームページ、処理業者のホームページ等の公開情報、また契約している処理業者への問合せ等により、選定業者の情報を収集する。

### (2) 選定方法・選定基準

- ・廃棄物管理会社は、SBJ が示した処理業者の選定基準に基づき、処理業者を評価し、 選定する。
- ・ コンプライアンスへの取組状況、産業廃棄物処理に係るサービス内容が評価基準を満たしていない場合には、処理料金が安価であっても、選定しないこととしている。
- ・全国の処理業者の処理料金を把握し、適正価格であるかどうかを判断できる廃棄物管 理会社に業務を委託している。
- ・ <u>SBJ と廃棄物管理会社は、月1回の定例会議を実施しており、委託先処理業者等の情</u>報を共有している。
- ・SBJでは、廃棄物管理会社の業務状況を常にチェックし、査定している。

### (3) 実地確認の実施状況

- ・廃棄物管理会社が作成したチェックシートにより、SBJ の社員 1 人と廃棄物管理会社の社員 1 人が実地確認を実施する。所要時間は 1 回につき 2 時間程度である。
- ・新規に契約を検討している処理業者には契約前に実地確認を実施するほか、契約中の 処理業者に対しても年1回の実地確認を実施している。
- ・ 実地確認では、委託契約書に記載されている処理フローにより、一連の処理の流れを 確認し、契約の内容どおりの処理が行われているか、施設での廃棄物の整理がされて いるか、飛散防止対策が講じられているか、従業員があいさつをしているか等を確認 している。
- ・食品リサイクルでは、肥料、飼料の販売実績を確認している。

### 4. 委託契約・事前打合せ

### (1) 委託契約

- ・約140社の処理業者と委託契約を締結している。
- ・業務の委託形態に応じて、SBJ 指定の委託契約書のひな形を用意している。SBJ 指定 の委託契約書ひな形には、廃棄物処理法の法定記載事項のほか、反社会勢力排除、機 密情報保持等に関する条項を追加している。
- ・電子マニフェストの運用方法、処理終了報告の確認方法、料金の支払方法等の処理フローを委託契約書に記載している。
- ・SBJ 指定ではなく、委託先処理業者が用意した委託契約書を使用する場合は、SBJ 本社の法務担当部署がその内容を確認する。
- ・委託契約書は、締結後、SBJ本社で保管している。

### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・ 廃棄物管理会社、委託先処理業者、店舗担当者で、店舗での廃棄物の分別・保管方法、 処理料金の支払方法等の処理フローを確認する。

### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・ 店舗で廃棄物管理に従事しているのは、店長1人である。
- 新規に出店した店舗では、廃棄物の重量を半年間、計量している。半年が経過して、 月ごとの排出重量に大きな変動が見られない場合は、定額の処理料金を決定する。一 度、決定した固定の処理料金は、必要に応じて、見直すこととしている。

### 6. 電子マニフェストの運用方法

・ 廃棄物管理会社が導入しているシステムを利用し、マニフェスト登録、処理終了報告 の確認を行っている。

### 7. その他適正処理の取組み

### (1) 適正処理の取組み

- ・店舗での廃棄物の分別が適切ではない場合、委託先処理業者から廃棄物管理会社経由で SBJ 本社に報告される。報告があった場合は、SBJ 本社から店舗に対して、分別方法の改善を促すこととしている。
- ・2016年の食品廃棄物の不適正転売事案の後、一部サプライヤーに対し、委託先処理業者における不適正処理の有無について、改めて調査を実施した。

### (2) 社内研修・啓発

- ・店舗管理者向けに任意の e ラーニングにより、廃棄物処理を含めた環境教育の研修を 提供している。
- ・2016年の食品廃棄物の不適正転売事案の後に、本社の関連する部署で廃棄物の適正処理に関する勉強会を実施した。

- ・廃棄物管理会社との連携により、全国約 1,400 店舗における廃棄物の適正な管理を実施している。
- ・廃棄物管理会社と協力して廃棄物管理を行うことにより、廃棄物管理会社から全国的な廃棄物処理に関する情報収集が可能となる。それにより、SBJ 本社が持つ情報だけでなく、より総合的な情報に基づいて、廃棄物管理のハンドリング・判断が可能となっている。
- ・SBJでは、廃棄物管理会社の業務状況を常にチェックし、査定を行っている。

# 事例 11 日本マクドナルド株式会社

### 1. 会社概要

本社所在地	東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー
業種	外食産業
主な事業内容	ハンバーガー・レストラン・チェーンの経営並びにそれに付帯する一
	切の事業
主な事業所	店舗 約 2,900 店
従業員数	2209 人(連結)(2018 年 12 月 31 日現在)

<sup>※</sup> 直営店舗 909 店のうち大型商業施設のテナント等を除く店舗での廃棄物管理の事例

### 2. 産業廃棄物に関する情報

- (1) 排出する主な産業廃棄物の排出量とリサイクル率
  - 〇 排出する主な産業廃棄物(2017年実績)

廃プラスチック類	廃油	汚泥	金属くず
			(粗大ごみ含む)
9,456t	6,964t	2,229t	389t

- ※ 直営店舗で電子マニフェストを利用して委託処理をした産業廃棄物を集計
- ※ 一般廃棄物も含めた全店舗(約2,900 店)の総排出量 127,000t (2017 年)
- リサイクル率:食品廃棄物リサイクル率 50.1% (2017 年実績)

### (2) 産業廃棄物の主な処理方法(リサイクル方法)

廃プラスチック類	焼却・熱回収、固形燃料化、埋立処分
廃油	飼料化(ほぼ 100%)
	・ 鶏の飼料用原料としてリサイクル
汚泥	肥料化、焼却
(グリストラップ)	・ 焼却灰はセメント材料として利用
金属くず	圧縮して有価売却

### 3. 委託先処理業者の選定

### (1) 処理業者の情報収集

- ・ 各店舗の廃棄物管理は、各々の廃棄物管理会社へ委託先業者に関する情報収集を依頼 し、本社担当者がその情報を基に委託先の処理業者を選定している。
- ・ 廃棄物管理会社は、(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団等の業界団体のホームページ の情報、選定業者の許可情報、過去の行政処分等の情報を収集している。
- ・<u>廃棄物管理会社には毎年、廃棄物管理業務に関する業務執行状況の報告を受けるとともに、面接を行って、廃棄物管理に関する本社担当者の考え方とギャップがないことを確認し、廃棄物管理会社の業務が適切に行われていることを評価している。考え方のギャップがある場合には、原因が何かを話し合い、ギャップ差を縮め、考え方を共</u>有している。
  - ※ 大型商業施設では、商業施設が選定した処理業者に委託している。
  - ※ 排出事業者責任は各店舗の責任であることを徹底している。
- ・ <u>新規の廃棄物管理会社に対しては、試用期間を設けて、適切な管理業務が可能である</u> かを査定することとしている。

### (2) 選定方法・選定基準

- ・許可証により、許可品目、許可期限、許可を受けた自治体等を確認している。
- ・電子マニフェストの利用を推奨している。電子マニフェストの運用ができるかを確認 しているが、業者選定時の必須条件とはしていない。
- ・ 見積書で示された処理単価と排出量から算出した処理費用に、積込み等の作業に係る 費用を加算して、収集運搬業者、処分業者への支払金額を算出している。
- ・産業廃棄物(汚泥、廃油)については、廃棄物管理会社が毎年 1 回、本社担当者が 2 年に1回の「施設訪問」を実施している。

### (3) 実地確認の実施状況

- ・管理会社と協議して作成した独自のチェックリストを用いて、「施設訪問」を実施している。訪問の際には写真撮影し、その記録を保管している。
- ・「施設訪問」は社員1人で実施しており、所要時間は1回につき1時間である。
- ・ チェックリストは、訪問前に処理業者へ送付し、処理業者が自己判定を行えるように している。「施設訪問」前に、チェックリストを処理業者へ送付することで、自社で事 前に確認することができ、施設管理の状況を是正することを期待している。
- ・「施設訪問」の際には、施設の整理整頓、従業員のあいさつ等がしっかりしているか といった、基本的な事項についても、重要視して確認している。

### 4. 委託契約・事前打合せ

#### (1) 委託契約

- ・ 全国で約400社の処理業者と委託契約を締結している。
- ・原則、自社で作成した契約書の様式を使用するようにしている。ただし、状況によっては例外として委託先処理業者の様式でも契約書を締結することがある。その場合は 契約書の内容は法務担当部署で内容を確認している。
- ・廃油の処理委託契約は全店舗が同じフォーマットで契約書を締結しており、廃棄物処 理法の法定記載事項のほか、反社会勢力排除の条項等を記載している。
- ・契約データをクラウドで管理し、本社で閲覧ができる仕組みになっている。
- ・ 許可証のデータについては、既存の ASP サービスのシステムで管理し、許可期限を過ぎた場合にはアラートを表示するようにしている。アラートが表示された場合は、管理会社より、各委託先処理業者へ許可の更新状況を確認している。
- ・中間処理残さが最終処分される場合は、中間処理業者と最終処分業者との契約内容を 確認している。

#### (2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

・ 事前に電子マニフェストの運用方法、料金の支払い方法について打合せを行っている。

#### 5. 廃棄物の保管から処理までの管理

- ・ 廃棄物管理に従事する社員は2人である。
- ・店舗では原材料等の発注は各店舗の判断では行わずに、システムで管理しているため、 廃棄物が多量に発生することはない。 突発的に商品を多量に廃棄する事態が生じた場 合に備えて、廃棄方法、廃棄時のフローを「廃棄物ガイド」に記載している。
- ・ 「廃棄物ガイド」は全店舗で担当者が閲覧できるようにしている。ガイドには廃棄物 管理について、店舗の対応が必要となる、あらゆる事項を記載しており、店舗の担当 者はガイドを閲覧することで、廃棄物処理に関する業務を滞りなく、行うことができ る。

#### 6. 電子マニフェストの運用方法

・ 廃棄物管理会社と連携して、電子マニフェストの運用を行っている。

### 7. その他適正処理の取組み

### (1) 適正処理の取組み

- ・廃棄物管理会社を通して処理業者とのコミュニケーションを密接にとっている。施設 訪問のほか、各廃棄物管理会社との会議を1ヶ月に1回以上、廃棄物管理会社との勉 強会を1年に1回、契約しているすべての廃油業者が集合した合同会議を1年に1回、 実施している。
- ・廃棄物管理会社には、店舗の配管等施設の構造を理解してもらい、グリストラップが つまったり溢れたりした際には、原因の調査を行っている。店舗の施設の情報収集を 行い、施設トラブルの未然防止に努めている。

### (2) 社内研修・啓発

・フライオイルの交換については、フライオイルの劣化を化学的に判断できるものを用いて判断している。店舗担当者は、フライオイル判定表を見ることにより、適切なタイミングでフライオイルを交換することができる。

- ・ 廃棄物管理会社を通して各廃棄物業者とのコミュニケーションを密接にとり信頼関係 を築いている。
- ・ 「施設訪問」前に、処理業者がチェックシートで自己判定することとしており、処理 業者が自発的に、施設運営の是正をすることを期待している。
- ・ 許可証のデータについては、既存の ASP サービスのシステムで管理し、許可期限を過ぎた場合にはアラートを表示するようにしている。アラートが表示された場合は、廃棄物管理会社より、各委託先処理業者へ許可の更新状況を確認している。
- ・全店舗の担当者が閲覧できる廃棄物管理のガイドを作成しており、店舗の廃棄物管理やフライオイルの交換時期等、全店舗が同じ基準で業務を行うことができるようになっている。

## 第2章 各処理段階におけるポイント

本章では、産業廃棄物の適正処理に取り組む各事業者による、委託処理の各段階における取組み事例のポイントをまとめた。

### 1. 委託先処理業者の情報収集

- ・委託先処理業者に関する情報収集を十分に行う。(情報収集先の例:処理業者のホームページ、都道府県ホームページによる行政処分等の情報収集、都道府県産業資源循環協会等の処理業界の団体からの情報確認)
- ・ 自社だけでなく、産業廃棄物処理業者の情報を豊富に有する信用調査会社や廃棄物管 理会社\*より情報を入手する。
- ・ 委託契約中の処理業者から、他の処理業者の評判を確認する。

### <取組み事例>

- ▶ 委託先処理業者の行政処分の有無等を各都道府県のホームページ等で日頃から確認している。
- ▶ 都道府県の産業廃棄物協会に入会し、産業廃棄物処理業者の情報をより正確に把握している。
- ▶ 施設の周辺住民から、処理施設の評判等の情報を得ている。また、処理施設に関する周辺住民からの苦情の有無や行政処分の有無について、都道府県・政令市に問い合わせている。

### ※ 廃棄物管理会社

食品小売業や外食産業では、全国の店舗の廃棄物管理を効率的に行うために、委託先処理業者の 選定に関する情報収集、委託先処理業者の管理等、廃棄物管理に係る業務を廃棄物管理会社に委 託している場合がある。食品小売業や外食産業の廃棄物管理に係る担当者は、廃棄物管理会社の 業務が適切に行われているかどうかの評価を行い、適切な管理業務を行うことができるか否かを 査定するとともに、廃棄物管理会社に廃棄物管理の業務を委託している場合であっても、各店舗 に対して、店舗の排出事業者責任に関する注意喚起を繰り返し行っている。

### 2. 委託先処理業者の選定

- ・優良産廃処理業者(電子マニフェスト加入者)であることを必須または優先して委託 先処理業者を選定する。
- ・ リサイクル業者であること(食品リサイクルの場合、食品リサイクル登録再生利用事業者の登録があること)を選定条件とする。
- ・他社よりも処理料金が高価であっても、より付加価値が高いリサイクル (マテリアル リサイクル等) を採用する。
- ・他社よりも処理料金が安い場合は、その理由を明らかにする。
- ・環境負荷低減 (CO<sub>2</sub> 排出量削減) や廃棄物の腐敗防止等の対策のため、排出事業場からできるだけ距離が近い処理施設を優先する。
- ・委託先処理業者を選定するための独自のチェックリストを作成し、処理施設の実地確認を実施する。また、契約中の処理業者に対して、定期的(例:年1回)に実地確認を実施する。

#### <実地確認の重点チェックポイント (例) >

- ✓ 許可証の確認(許可証期限、産業廃棄物の種類、処理方法、処理能力等)。
- ✓ 事前に処理業者から提出された許可証の写しと、処理業者が保有する許可証の 原本の内容に相違がないか。
- ✔ 処理フローの確認(委託契約の内容どおりの処理が行われていることを確認)。
- ✓ 施設や事務所内の整理整頓の状況。
- ✓ 紙マニフェストの保管や帳簿の備え付け等、廃棄物処理法で定める規定が守られているか。
- ✓ 処理能力の範囲での受入を行っているか。処理能力を超える可能性がある場合には、受入制限をしているか。

- ✓ 廃棄物の保管状況が適切であるか(保管された廃棄物が山積みになったり、崩れていないか)。
- ✓ リサイクルの場合、製品の販売先や料金、製品の品質等(リサイクル製品が売れずに山積みになっていないか)。
- ✔ 従業員のあいさつ、姿勢、熊度。
- ✓ 周辺住民との対応が適切に行われ、良好な関係が築かれているか。
- ✓ 処理施設には、トラックスケールが設置されているか。

#### <取組み事例>

- ▶ 実地確認には、廃棄物管理の担当者のほか、製造担当者も同行している。製造担当者が実地確認に同行することで、分別の徹底等の廃棄物の適正処理への意識向上につながっている。
- ▶ 収集運搬業者や処分業者の事務所、中間処理業者が契約している最終処分業者 も、実地確認の対象としている。

### 3. 委託先処理業者との委託契約・事前打ち合わせ

- ・委託契約書は、本社の廃棄物担当部署、法務担当部署が内容を確認する。
- ・委託契約書には、廃棄物処理法の法定記載事項(委託する産業廃棄物の種類、数量、 契約期間、処理料金等)のほか、反社会勢力の排除、支払条件、契約期間中の契約解 除、情報セキュリティ、管轄裁判所等の条項を追加する。
- ・ 委託契約書は、食品製造業では各工場が、食品小売業、外食産業では、本社が契約締結や管理、保管を行う。
- ・電子マニフェストの運用方法や処理終了報告の確認方法、処理料金の支払方法等について事前に排出事業者と処理業者で協議する。

#### <取組み事例>

- ▶ 許可証のデータについてシステム上でアラート表示する等、許可期限、許可の更新等の情報を確実に管理している。
- ▶ 委託契約書に、転売禁止、製品廃棄物の破砕等の処理に関する条項を追加している。
- ▶ 行政処分を受けた処理業者と委託契約していることが判明した事業所の情報を 全社で共有し、当該処理業者と委託契約を締結しているすべての事業所で、契約 の見直しや解除等の必要な対応を速やかに行う。

#### 4. 産業廃棄物の保管から処理までの管理

- ・ 腐敗防止などの観点から、排出事業場における食品廃棄物の保管日数を規定し、一定 期間以上は保管しない。
- ・ 夏季の屋外での保管を行わない等、食品廃棄物の腐敗防止、廃油の発火防止等の対策 を講じる。
- ・ 屋外に食品廃棄物を保管する場合は、烏への対策、降雨への対策のために、保管に用いるコンテナをネットやテント等で覆う。
- ・ 液状の廃棄物を保管する場合は、ペール缶に入れて、蓋をする等、保管手順を定め、 漏洩防止対策を行う。
- ・本社担当者が契約内容に沿った電子マニフェストの入力パターンを作成し、排出事業場では該当パターンがない(委託契約を締結していない)電子マニフェストを入力できないようにする。

### <取組み事例>

▶ 委託契約内容に沿って電子マニフェストの入力パターンを作成することで、各事業所(店舗、工場)では該当パターンがない場合に、マニフェスト登録できないようにする等の工夫を行い、契約外の処理業者に委託することを防止する。

### 5. その他適正処理の取組み

### (1) 製品廃棄物の処理

- ・製品廃棄物を排出する際には、袋を破って中身を潰す等の不適正転売防止策を講じる。
- ・製品廃棄物の処理は、排出事業者が処理施設に同行し、ピット投入等の状況を写真や ビデオで撮影し、記録として保管するほか、必要に応じて、処理業者に廃棄証明書の 提出を求める。
- ・ 点数シール、ロゴマーク等がついた商品は、確実に廃棄処理されるよう留意する。
- ・委託契約書に、転売禁止、破砕等の処理をすること等の条項を追加する。

#### <取組み事例>

- ▶ 製品廃棄物の処理に社員が同行し、処理状況をビデオ撮影している。
- ▶ 製品廃棄物の処理は、画像情報、GPSの位置情報を確認できるシステムにより、 移動状況を追跡し、記録している。

#### (2) 適正処理の取組み

- ・委託先処理業者、廃棄物管理会社との密接なコミュニケーションを図る。例えば、実 地確認時の処理業者とのコミュニケーション、委託先処理業者との定期的な会議や勉 強会、処理施設への見学会等の実施により、法令情報や適正処理の取組みに関する情 報を共有し、排出事業者、処理業者双方が適正処理の意識向上に努める。
- ・廃棄物処理、管理については、排出事業者責任の観点から、委託先に任せきりにせず、 排出事業者主導による廃棄物の適正管理を行う。
- ・排出事業者責任の重要性について、すべての排出事業場の担当者に周知、徹底する。

#### <取組み事例>

▶ 委託先処理業者と、排出事業場における廃棄物の積込手順確認や漏洩防止訓練等を実施している。

### (3) 社内研修・啓発

- ・ 廃棄物処理法において遵守しなければならない事項、委託処理の流れや電子マニフェストの操作に関するマニュアル等を作成し、担当者に周知する。
- ・排出事業場の廃棄物管理担当者向けに e ラーニングにより、廃棄物処理を含めた環境 教育の研修を実施する。
- ・廃棄物管理に関する力量教育(研修後、確認テスト実施)、廃棄物管理リーダー研修会等、廃棄物管理に必要な知識を得るための社内教育を実施し、社員のスキルアップに努める。また、特に法改正があった場合には、排出事業場の環境担当の社員を招集し研修を開催する。
- ・廃棄物管理に携わる担当者が外部機関が実施する廃棄物処理に関する研修、ISO14001 に係る環境教育等を受講する。
- ・排出事業場における廃棄物の保管や廃棄物管理の状況に関する内部監査を定期的に実施し、必要に応じて、廃棄物管理方法の是正、廃棄物管理に関する担当者の再研修の 実施等を行う。

#### (4) 発生抑制・再生利用の取組み

- ・トラックスケールを設置し、廃棄物の発生量のほか、原材料の重量など正確な数量管 理を行う。
- ・ 廃棄物の排出部門ごとに、排出した廃棄物の量や、廃棄物の排出により生じた損失額 を排出部署に周知することにより、廃棄物の排出抑制に関する意識向上を図る。

### (5) 廃棄物情報の利用

- ・電子マニフェストを活用し、処理終了報告を即時、正確に把握することにより、産業 廃棄物の適正処理を図るとともに、全ての排出事業場における産業廃棄物の処理状況 に関する情報を一元管理する。
- ・電子マニフェスト情報を社内環境報告書、各種行政報告書、食品リサイクル法に関する報告書等の作成に活用する。

### <取組み事例>

▶ 電子マニフェストの情報を用いて、リサイクルの状況把握、リサイクル率の算出が容易にできるように、廃棄物の種類設定の際に、処分方法別に細分類を設定し、焼却後の熱回収等の処理内容がわかるような名称を追加している。

### (6) 緊急時の対応

- ・ 自然災害時や行政処分による委託先の変更等の緊急時の対応、委託先処理業者の受入 量の超過を防止するために、複数の処理業者に産業廃棄物の処理を委託する。
- ・ 自然災害時においても廃棄物が大量に発生することを防止するための対策として、冷 蔵・冷凍保存設備を導入するほか、同設備の稼働を確保するための発電機導入を検討 する。

## 第3章 参考資料リンク集

- ・食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドライン 環境省(2017年1月)
   http://www.env.go.jp/press/files/jp/104603.pdf
- 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について(通知)」により示された「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」 環境省(2017年6月)
   http://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf
- ・外食産業における食品リサイクルマニュアル 一般社団法人日本フードサービス協会 (2017年2月) (農林水産省補助事業 平成28年度外食産業における食品リサイクルマニュアル策 定・普及事業)

http://www.jfnet.or.jp/contents/ files/kankyo/jf recycle manual2017.pdf

- ・食品関連事業者向け飼料化のための分別マニュアル 公益財団法人 Save Earth Foundation(2016年3月) (農林水産省生産局 平成27年度エコフィード増産対策事業) https://save-earth.or.jp/manual/
- ・ 実地確認チェックリスト(廃棄食品肥料化・飼料化) 公益社団法人 全国産業資源循環連合会(2016年 10月) https://www.zensanpairen.or.jp/exhaust/checklist/
- ・食品廃棄物の転売防止に関する優良事例報告書 一般社団法人全国食品リサイクル連合会(2017年3月) (環境省 食品リサイクル優良事業者調査業務) http://shokuri.jp/
- ・環境配慮設計事例集 一般財団法人食品産業センター https://kankyo.shokusan.or.jp/youki jirei/
- 電子マニフェストの運用事例ビデオ 「電子マニフェストのサブ番号を利用した小売業でのマニフェスト管理」 http://www.jwnet.or.jp/jwnet/material/dvd.html

# 業種別事例集策定委員会 委員名簿

### <委員>

	氏名	所属・役職
	石岡 之俊	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長
	大貫 照之	一般社団法人日本フードサービス協会 環境委員
$\circ$	北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
	高橋 哲	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 環境委員
	藤生 光博	一般社団法人全国食品リサイクル連合会 理事
	山本 雅資	富山大学極東地域研究センター 教授
	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター技術環境部 次長

### ○ 委員長

### <オブザーバー>

環境省環境再生·資源循環局廃棄物規制課

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

環境省環境再生・資源循環局不法投棄原状回復事業対策室

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

### <事務局>

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

11月7日の東京 「11月1日の何にはは7月1日で
リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準 にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製し ています。